

福知山市地域防災計画

事故対策計画編

令和5年7月

福知山市防災会議

福知山市地域防災計画 事故対策計画編 目次

石油類流出事故対策計画編

第1部 総則	事-1
第1章 計画の目的	事-1
第2章 計画の修正	事-1
第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	事-1
第4章 事故原因者等の責務	事-3
第5章 広域的な活動体制	事-3
第2部 予防計画	事-4
第1章 計画の目的	事-4
第2章 情報連絡体制の整備	事-4
第3章 流出油防除資機材等の整備	事-4
第4章 訓練、研修等	事-5
第3部 応急対策計画	事-6
第1章 計画の目的	事-6
第2章 応急対策の活動体制	事-6
第3章 通信情報連絡活動計画（情報の収集及び伝達）	事-6
第4章 広報計画（広報広聴活動）	事-7
第1節 広報担当部課及び担当者の設置	事-7
第2節 福知山市の広報活動	事-7
第3節 住民への広報要領	事-8
第4節 京都府に対する広報	事-8
第5節 広聴活動の実施	事-8
第5章 流出油の防除及び除去計画	事-8
第1節 防除方針の決定	事-8
第2節 防除作業の実施	事-9
第3節 回収計画の策定	事-9
第6章 油回収作業従事者の健康対策（健康相談所の開設）	事-9
第1節 実施責任者	事-9
第2節 健康相談の実施	事-9
第7章 環境保全に関する計画	事-10
第1節 計画の方針	事-10
第2節 環境影響の応急及び拡大防止措置	事-10
第8章 文化財（天然記念物等）の応急対策	事-10
第9章 汚染水鳥等の救護	事-11
第10章 ボランティア受入計画	事-11
第1節 計画の方針	事-11
第2節 受入計画	事-11
第4部 災害復旧計画	事-12
第1章 水産業施設復旧計画	事-12
第2章 漁業経営安定対策の実施	事-12

第3章 中小企業経営安定対策の実施	事-12
第4章 風評被害対策の実施	事-12
第5章 補償対策等	事-12
第6章 事後の監視等の実施	事-13

航空事故対策計画編

第1部 総則	事-14
第1章 計画の目的	事-14
第2章 計画の修正	事-14
第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	事-14
第4章 事故原因者等の責務	事-15
第5章 広域的な活動体制	事-15
第2部 予防計画	事-16
第1章 情報連絡体制の整備	事-16
第1節 情報収集及び連絡体制の整備	事-16
第2節 情報通信手段の整備	事-16
第3節 情報の分析及び整理	事-16
第4節 気象情報等の伝達	事-16
第2章 防災活動体制の整備	事-17
第1節 職員の体制	事-17
第2節 関係防災機関相互の連携体制	事-17
第3節 捜索、救助及び救急、医療、消火活動体制の整備	事-18
第4節 緊急輸送活動体制の整備	事-18
第5節 避難地及び避難路の整備	事-18
第3章 大阪航空局（大阪空港事務所）、関西国際空港株式会社及び関西エアポート株式会社 株式会社の措置	事-18
第1節 航空交通の安全に関する情報提供	事-18
第2節 航空運送事業者等への安全指導	事-18
第3節 航空機の安全性の確保	事-18
第4節 防災訓練の充実	事-19
第5節 航空交通環境の整備	事-19
第6節 再発防止対策の推進	事-19
第7節 その他	事-19
第3部 応急対策計画	事-20
第1章 応急対策の活動体制	事-20
第1節 福知山市の活動体制	事-20
第2節 京都府の活動体制	事-20
第3節 大阪航空局（大阪空港事務所）の活動体制	事-20
第4節 関係防災機関の活動体制	事-20
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集及び伝達）	事-21
第1節 被害情報等の収集及び伝達	事-21
第2節 通信手段の確保	事-21
第3章 広報及び広聴	事-22
第1節 広報担当部課及び担当者設置	事-22

第2節	福知山市の広報活動	事-22
第3節	住民への広報要領	事-22
第4節	広聴活動の実施	事-22
第4章	捜索、救助、救急及び消火活動	事-22
第1節	捜索及び救助活動	事-22
第2節	救急活動	事-23
第3節	消火活動	事-23
第5章	避難対策	事-23
第1節	避難誘導の実施	事-23
第2節	避難場所の開設及び運営管理	事-23
第6章	交通及び輸送対策	事-23
第1節	交通規制対策	事-24
第2節	緊急輸送対策	事-24
第7章	自衛隊派遣要請	事-24
第1節	大阪国際空港長の派遣要請	事-24
第2節	福知山市の派遣要請	事-24
第4部	災害復旧計画	事-25
第1章	復旧事業計画の作成	事-25
第2章	復旧完了予定時期の明示	事-25

鉄道災害対策計画編

第1部	総則	事-26
第1章	計画の目的	事-26
第2章	計画の修正	事-26
第3章	防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	事-26
第4章	事故原因者等の責務	事-27
第5章	広域的な活動体制	事-27
第2部	予防計画	事-28
第1章	情報連絡体制の整備	事-28
第1節	情報収集及び連絡体制の整備	事-28
第2節	情報通信手段の整備	事-28
第3節	情報の分析及び整理	事-28
第4節	気象情報等の伝達	事-29
第2章	防災活動体制の整備	事-29
第1節	職員の体制	事-29
第2節	関係防災機関相互の連携体制	事-29
第3節	救助及び救急、医療、消火活動体制の整備	事-29
第4節	緊急輸送活動体制の整備	事-29
第5節	避難地及び避難路の整備	事-29
第3章	鉄道事業者の措置	事-30
第1節	気象情報の活用	事-30
第2節	再発防止対策の実施	事-30
第3節	点検及び監視の実施	事-30
第4節	職員の教育体制の整備及び充実	事-30

第5節	防災訓練の充実	事-30
第6節	鉄道施設の整備促進	事-30
第7節	各種資料の整備及び保存	事-30
第8節	防災知識の普及	事-30
第3部	応急対策計画	事-31
第1章	応急対策の活動体制	事-31
第1節	福知山市の活動体制	事-31
第2節	鉄道事業者の活動体制	事-31
第3節	関係防災機関の活動体制	事-31
第2章	通信情報連絡活動（情報の収集及び伝達）	事-32
第1節	被害情報等の収集及び伝達	事-32
第2節	通信手段の確保	事-32
第3章	広報及び広聴	事-33
第1節	広報担当部課及び担当者の設置	事-33
第2節	福知山市の広報活動	事-33
第3節	住民への広報要領	事-33
第4節	広聴活動の実施	事-33
第4章	救助、救急及び消火活動	事-33
第1節	救助活動	事-33
第2節	救急活動	事-34
第3節	消火活動	事-34
第5章	避難対策	事-34
第1節	避難誘導の実施	事-34
第2節	避難場所の開設及び運営管理	事-34
第6章	交通及び輸送対策	事-35
第1節	交通規制対策	事-35
第2節	緊急輸送対策	事-35
第4部	災害復旧計画	事-36
第1章	復旧事業計画の作成	事-36
第2章	復旧完了予定時期の明示	事-36

道路災害対策計画編

第1部	総則	事-37
第1章	計画の目的	事-37
第2章	計画の修正	事-37
第3章	防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	事-37
第4章	事故原因者等の責務	事-38
第5章	広域的な活動体制	事-38
第2部	予防計画	事-39
第1章	情報連絡体制の整備	事-39
第1節	情報収集及び連絡体制の整備	事-39
第2節	情報通信手段の整備	事-39
第3節	情報の分析及び整理	事-40
第4節	気象情報等の伝達	事-40

第2章 防災活動体制の整備	事-40
第1節 職員の体制	事-40
第2節 関係防災機関相互の連携体制	事-40
第3節 救助及び救急、医療、消火活動体制の整備	事-40
第4節 危険物の流出防除体制の整備	事-40
第5節 緊急輸送活動体制の整備	事-40
第6節 避難地及び避難路の整備	事-40
第3章 道路管理者の措置	事-41
第3部 応急対策計画	事-42
第1章 応急対策の活動体制	事-42
第1節 福知山市の活動体制	事-42
第2節 京都府の活動体制	事-42
第3節 道路管理者の活動体制	事-42
第4節 関係防災機関の活動体制	事-42
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集及び伝達）	事-43
第1節 被害情報等の収集及び伝達	事-43
第2節 通信手段の確保	事-43
第3章 広報及び広聴	事-44
第1節 広報担当部課及び担当者の設置	事-44
第2節 福知山市の広報活動	事-44
第3節 住民への広報要領	事-44
第4節 広聴活動の実施	事-44
第4章 救助、救急及び消火活動	事-44
第1節 救助活動	事-44
第2節 救急活動	事-45
第3節 消火活動	事-45
第5章 避難対策	事-45
第1節 避難誘導の実施	事-45
第2節 避難場所の開設及び運営管理	事-45
第6章 交通及び輸送対策	事-46
第1節 交通規制対策	事-46
第2節 緊急輸送対策	事-46
第4部 災害復旧計画	事-47
第1章 復旧事業計画の作成	事-47
第2章 復旧完了予定時期の明示	事-47
危険物等災害対策計画編	
第1部 総則	事-48
第1章 計画の目的	事-48
第2章 計画の修正	事-48
第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	事-48
第4章 事故原因者等の責務	事-49
第5章 広域的な活動体制	事-49
第2部 予防計画	事-51

第1章 情報連絡体制の整備	事-51
第1節 情報収集及び連絡体制の整備	事-51
第2節 情報通信手段の整備	事-51
第3節 情報の分析及び整理	事-51
第4節 気象情報等の伝達	事-51
第2章 防災活動体制の整備	事-54
第1節 職員の体制	事-54
第2節 関係防災機関相互の連携体制	事-54
第3節 救助及び救急、医療、消火活動体制の整備	事-54
第4節 危険物の流出防除体制の整備	事-54
第5節 緊急輸送活動体制の整備	事-55
第6節 避難地及び避難路の整備	事-55
第3章 危険物等保安措置	事-55
第1節 危険物等関係施設の安全性の確保	事-55
第2節 施設及び設備の応急復旧活動	事-55
第3節 防災業務関係者の安全確保	事-55
第4節 防災訓練の充実	事-55
第5節 各種資料の整備・保存	事-55
第6節 防災知識の普及	事-56
第3部 応急対策計画	事-57
第1章 応急対策の活動体制	事-57
第1節 福知山市の活動体制	事-57
第2節 京都府の活動体制	事-57
第3節 事業者の活動体制	事-57
第4節 関係防災機関の活動体制	事-57
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集及び伝達）	事-57
第1節 被害情報等の収集及び伝達	事-57
第2節 通信手段の確保	事-58
第3章 危険物等事故の拡大防止活動	事-59
第1節 事業者の措置	事-59
第2節 福知山市、京都府、関係防災機関の措置	事-59
第4章 広報及び広聴	事-59
第1節 広報担当部課及び担当者の設置	事-59
第2節 福知山市の広報活動	事-59
第3節 住民への広報要領	事-59
第4節 広聴活動の実施	事-60
第5章 救助、救急及び消火活動	事-60
第1節 救助活動	事-60
第2節 救急活動	事-60
第3節 消火活動	事-60
第6章 避難対策	事-61
第1節 避難誘導の実施	事-61
第2節 避難場所の開設及び運営管理	事-61

第7章 交通及び輸送対策	事-61
第1節 交通規制対策	事-61
第2節 緊急輸送対策	事-61
第8章 環境保全対策	事-61
第1節 方針	事-61
第2節 環境影響の応急及び拡大防止措置	事-62
第4部 災害復旧計画	事-63
第1章 復旧事業計画の作成	事-63
第2章 復旧完了予定時期の明示	事-63

大規模火災対策計画編

第1部 総則	事-64
第1章 計画の目的	事-64
第2章 計画の修正	事-64
第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	事-64
第4章 広域的な活動体制	事-65
第2部 予防計画	事-66
第1章 災害に強いまちづくり	事-66
第1節 災害に強いまちの形成	事-66
第2節 消防用設備等の整備、維持管理	事-66
第3節 建築物の防火管理体制	事-66
第4節 建築物の安全対策の推進	事-66
第2章 情報連絡体制の整備	事-66
第1節 情報収集及び連絡体制の整備	事-66
第2節 情報通信手段の整備	事-66
第3節 情報の分析及び整理	事-66
第4節 気象情報等の伝達	事-67
第3章 防災活動体制の整備	事-67
第1節 職員の体制	事-67
第2節 関係防災機関相互の連携体制	事-67
第3節 救助、救急、医療、消火活動体制の整備	事-67
第4節 施設及び設備の整備	事-67
第5節 緊急輸送活動体制の整備	事-67
第6節 避難地及び避難路の整備	事-67
第7節 防災知識の普及	事-68
第4章 消防機関等の措置	事-68
第1節 消防水利	事-68
第2節 資機材整備	事-68
第3部 応急対策計画	事-70
第1章 応急対策の活動体制	事-70
第1節 福知山市の活動体制	事-70
第2節 京都府の活動体制	事-70
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集及び伝達）	事-70
第1節 被害情報等の収集及び伝達	事-70

第2節 通信手段の確保	事-71
第3章 広報及び広聴	事-71
第1節 広報担当部課及び担当者の設置	事-71
第2節 福知山市の広報活動	事-71
第3節 住民への広報要領	事-71
第4節 広聴活動の実施	事-72
第4章 消火活動	事-72
第1節 消火活動	事-72
第2節 広域応援体制の確保	事-72
第5章 救助及び救急活動	事-72
第1節 救助活動	事-72
第2節 救急活動	事-73
第3節 災害派遣医療チームの派遣要請	事-73
第6章 避難対策	事-73
第1節 避難誘導の実施	事-73
第2節 避難場所等の開設及び運営管理	事-73
第3節 要配慮者対策	事-73
第7章 交通対策及び輸送対策	事-74
第1節 道路交通規制	事-74
第2節 緊急輸送活動	事-74
第4部 災害復旧計画	事-75
第1章 復旧事業計画の作成	事-75
第2章 防災まちづくり	事-75
第2章 復旧完了予定時期の明示	事-75

林野火災対策計画編

第1部 総則	事-76
第1章 計画の目的	事-76
第2章 計画の修正	事-76
第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	事-76
第4章 広域的な活動体制	事-77
第2部 予防計画	事-78
第1章 情報連絡体制の整備	事-78
第1節 情報収集及び連絡体制の整備	事-78
第2節 情報通信手段の整備	事-78
第3節 情報の分析及び整理	事-78
第4節 気象情報等の伝達	事-79
第2章 防災活動体制の整備	事-79
第1節 職員の体制	事-79
第2節 関係防災機関相互の連携体制	事-79
第3節 救助、救急、医療、消火活動体制の整備	事-79
第4節 施設及び設備の整備	事-79
第5節 緊急輸送活動体制の整備	事-79
第6節 避難地及び避難路の整備	事-79

第7節	防災知識の普及	事-79
第3章	消防機関等の措置	事-80
第1節	消防水利	事-80
第2節	空中消火	事-80
第3節	資機材整備	事-80
第4節	防災知識の普及	事-80
第4章	関係機関の措置	事-80
第1節	気象情報	事-80
第2節	巡回監視	事-80
第3節	入山者・林内作業者に対する措置	事-81
第4節	陸上自衛隊施設周辺の措置	事-81
第5節	林野火災消防対策	事-81
第3部	応急対策計画	事-82
第1章	応急対策の活動体制	事-82
第1節	福知山市の活動体制	事-82
第2節	京都府の活動体制	事-82
第2章	通信情報連絡活動（情報の収集及び伝達）	事-82
第1節	被害情報等の収集及び伝達	事-82
第2節	通信手段の確保	事-83
第3章	広報及び広聴	事-83
第1節	広報担当部課及び担当者の設置	事-83
第2節	福知山市の広報活動	事-83
第3節	住民への広報要領	事-83
第4節	広聴活動の実施	事-83
第4章	消火活動	事-84
第1節	消火活動	事-84
第2節	広域応援体制の確保	事-84
第5章	救助及び救急活動	事-84
第1節	救助活動	事-84
第2節	救急活動	事-85
第6章	避難対策	事-85
第1節	避難誘導の実施	事-85
第2節	避難場所等の開設及び運営管理	事-85
第7章	交通対策及び輸送対策	事-85
第1節	道路交通規制	事-85
第2節	緊急輸送活動	事-86
第4部	災害復旧計画	事-87
第1章	復旧事業計画の作成	事-87
第2章	復旧完了予定時期の明示	事-87
広域停電事故対策計画編		
第1部	総則	事-88
第1章	計画の目的	事-88
第2章	計画の修正	事-88

第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	事-88
第4章 広域的な活動体制	事-89
第2部 予防計画	事-90
第1章 情報連絡体制の整備	事-90
第1節 情報収集及び連絡体制の整備	事-90
第2節 情報通信手段の整備	事-90
第3節 情報の分析及び整理	事-90
第2章 防災活動体制の整備	事-91
第1節 職員の体制	事-91
第2節 関係防災機関相互の連携体制	事-91
第3節 救助、救急、医療、消火活動体制の整備	事-91
第4節 施設及び設備の整備	事-91
第5節 緊急輸送活動体制の整備	事-91
第6節 避難地及び避難路の整備	事-91
第7節 重要施設の電力確保体制の整備	事-91
第3章 関西電力（株）及び関西送配電（株）の措置	事-92
第1節 再発防止対策の実施	事-92
第2節 防災訓練の実施	事-92
第3節 電力施設の整備促進	事-92
第4節 防災知識の普及	事-92
第3部 応急対策計画	事-93
第1章 応急対策の活動体制	事-93
第1節 福知山市の活動体制	事-93
第2節 京都府の活動体制	事-93
第3節 関西電力（株）及び関西送配電（株）の活動体制	事-93
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集及び伝達）	事-93
第1節 被害情報等の収集及び伝達	事-93
第2節 通信手段の確保	事-94
第3章 広報及び広聴	事-94
第1節 広報担当部課及び担当者の設置	事-94
第2節 福知山市の広報活動	事-94
第3節 住民への広報要領	事-95
第4節 広聴活動の実施	事-95
第4章 救助及び救急活動	事-95
第1節 救助活動	事-95
第2節 救急活動	事-95
第5章 避難対策	事-96
第1節 避難誘導の実施	事-96
第2節 避難場所等の開設及び運営管理	事-96
第6章 交通対策及び輸送対策	事-96
第1節 道路交通規制	事-96
第2節 緊急輸送活動	事-96
第7章 重要施設等の電力確保対策	事-96

第4部 災害復旧計画	事-98
第1章 復旧事業計画の作成	事-98

石油類流出事故対策計画編

第1部 総則

第1章 計画の目的

この計画は、陸上での石油類の屋外タンク等からの大量の石油類の流出が、河川、下水道施設等に流入し、それに伴う火災（以下この事故対策計画編において「油流出事故」という。）が発生した場合に、消火活動、流出した油等の拡散防止と除去、河川流域住民の安全を図るとともに、水産業、観光業その他の関連する産業の被害の回復を図るため、本市、国、京都府等関係防災機関、漁業協同組合等関係団体、事故発生の原因となった責任者（以下この事故対策計画編において「事故原因者等」という。）がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に特別の定めのない事項については、**福知山市地域防災計画一般計画編**（以下この事故対策計画編において「一般編」という。）に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

本計画は毎年検討を加え、必要があると認めたときは速やかに修正するものとする。

第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

油流出事故対策に関し、防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、**一般編第1部第7章**に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 福知山市

- 1 事故状況の実態の把握、的確な情報の収集、関係防災機関への連絡通報
- 2 消防法に基づく市町村長の許可に係る屋外タンクにあっては、同法に基づく一次使用停止等の措置、防災上必要な指示及び指導
- 3 関係防災機関との調整
- 4 負傷者の救出及び救護（搬送及び収容）
- 5 負傷者の身元確認
- 6 河川及び流域沿岸へ漂着した又はそのおそれのある流出油の拡散防止、除去、処理等
- 7 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 8 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒、付近住民に対する避難の指示
- 9 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- 10 流出油が河川、下水道施設等に流入し、又は流入のおそれのある場合における河川管理者、下水道施設管理者、下流城市町村等に対する通報、河川流域の沿岸の農業者、漁業者、漁業協同組合等に対する指導及び支援
- 11 必要に応じた流出油防除資機材及び消火資機材の整備

事故対策計画編
石油類流出事故対策計画編
第1部 総則

- 12 漁業者、観光業者等の復旧支援
- 第2 京都府
 - 1 的確な情報収集、関係防災機関への通報
 - 2 事故の規模等に応じた事故警戒（対策）本部・支部の設置又は被害の状況に応じた災害対策本部・支部の設置
 - 3 関係防災機関への協力要請
 - 4 関係防災機関との連絡調整
 - 5 京都府救護班の出動
 - 6 日本赤十字社京都府支部、社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請
 - 7 消防法に基づく知事許可に係る移送取扱所にあつては、同法に基づく一次使用停止等の措置並びに必要な指示及び指導
 - 8 市町村等が行う河川水域へ漂着した又はそのおそれのある流出油の拡散防止及び除去活動への協力
 - 9 流出油防除資機材の調達体制の整備充実及びあつ旋、必要な資機材の整備
※流出油防除資機材とは、次のものをいう。
油吸着材、油処理剤、オイルフェンス、油吸入ポンプ、空ドラム缶、ひしゃく、バケツ、土のう袋、油回収機、油回収船等
 - 10 流出油が河川等に流入し、又は流入のおそれのある場合における河川管理者、隣接府県等に対する通報、河川、港湾等の沿岸の農業者、漁業者、漁業協同組合等に対する指導及び支援
 - 11 漁業資源、自然環境等への影響及び被害状況の把握
 - 12 野生生物及び文化財（天然記念物等）の保護並びに保全
 - 13 漁業者、観光業者等の復旧支援
 - 14 市町村、漁業者、観光業者等の補償請求に係る助言
- 第3 京都府警察
 - 1 関係機関との連携強化
 - 2 災害情報の収集、被害実態の把握
 - 3 被災者の救出救助
 - 4 避難誘導、立入禁止区域の設定、交通規制
 - 5 事故現場、現場周辺の警戒及び警備
 - 6 遺体の検視、調査、身元確認等
 - 7 行方不明者の搜索
 - 8 その他事故災害に必要な警察活動
- 第4 自衛隊
 - 1 被害状況の調査、負傷者の救助及び搬送、行方不明者の搜索
 - 2 消火、流出油の拡散防止、回収処理等の応急活動
 - 3 応援要員、傷病者、救援物資等の輸送
- 第5 近畿運輸局
 - 1 救援船舶のあつ旋、海上輸送並びに港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整
 - 2 由良川水質汚濁防止連絡協議会との連絡調整及び運営協力
- 第6 近畿地方整備局
 - 1 流出油の拡散防止、回収処理等に対する協力及び応急活動
 - 2 由良川水質汚濁防止連絡協議会との連絡調整及び運営協力
- 第7 漁業協同組合（漁業協同組合連合会）
 - 1 共同利用施設の被害応急対策及び復旧対策
 - 2 被害組合員に対する融資又はあつ旋
 - 3 生産資材、応急資材等の確保又はあつ旋
 - 4 海上災害防止センターとの委託契約に基づく流出油の拡散防止、回収処理等の応急活動
 - 5 漁業関係者の被害補償の取りまとめ

- 6 由良川水質汚濁防止連絡協議会との連絡調整及び運営協力

第4章 事故原因者等の責務

石油類を流出させた屋外タンク等の所有者、占有者又は管理者、タンクローリー等車両の所有者、占有者又は事故原因者等の主要な責務は、次のとおりとする。

- 1 消防、警察等に対する事故状況の迅速かつ的確な通報、事故発生地市町村との連絡及び協議
- 2 現地における事故対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 乗務員等の捜索・救助活動
- 5 現地における医療その他の応急措置
- 6 負傷者及び遺体の身元確認、家族への通知
- 7 見舞人及び遺族の受入れ、整理、問合せへの応対
- 8 流出油の警戒、拡散状況等の調査、拡散防止の措置
- 9 流出油の早期回収及び処理、事故現場の早期復旧
- 10 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 11 被害者の損害に対する補償対応

第5章 広域的な活動体制

本市は、平常時から国、京都府等の各機関との連絡を密にし、油流出事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

なお、京都府は、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」及び「**全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定**」による相互応援体制の一層の連携強化に努め、協定に基づく施策の推進を図るものとする。

第2部 予防計画

第1章 計画の目的

この計画は、油流出事故が発生した場合における被害の発生を予防し、被害の軽減を図るため、関係防災機関、関係団体、事故原因者等がとるべき予防対策について必要な事項を定めるものとする。

第2章 情報連絡体制の整備

＜消防部、市長公室、市民総務部、建設交通部、産業政策部、上下水道部、支所＞

本市は、油流出事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民の安全確保を図るため、京都府等の関係防災機関との間に、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報連絡体制を確立しておくものとする。また、由良川水質汚濁防止連絡協議会を円滑に運営し、災害時に会員その他関係防災機関が万全の対応を図れるよう努める。

なお、同協議会は次の業務を行う。

- 1 水質現況解析
- 2 流域巡回パトロール
- 3 水質事故対応
- 4 河川美化及び河川愛護に関する啓発活動

第3章 流出油防除資機材等の整備

- 1 本市は、流出油防除資機材、化学消火薬剤等消火資機材の整備に努めるものとする。
- 2 京都府は、油流出事故発生時に、市町村等が行う防除作業を支援するために必要とする流出油防除資機材の備蓄に努めるものとする。

緊急時の資機材備蓄状況表（令和5年4月現在）

資機材名 部署名	チューブ型油吸着材 (m)	吸着マット (枚)	乳化剤 (kg)	土のう (袋)	ロープ (m)	投光器 (脚)	その他
生活環境課	40	200	36	—	—	—	—
道路河川課	20	100	—	—	—	—	—
福知山消防署	—	100	54	10,000	トラロープ 1,000 PP 3,000	5	アルミ船 1
福知山消防署東分署	—	100	36	3,000	トラロープ 200 PP 1,000	5	アルミ船 1
福知山消防署北分署	—	100	18	3,000	トラロープ 200 PP 1,000	2	アルミ船 1
大江支所	—	—	12	4,100	2,300	—	杭 79本

事故対策計画編
石油類流出事故対策計画編
第2部 予防計画

夜久野支所	—	—	15	800	500	—	杭 200本 麻袋 0枚 携帯型発電機 1台 スコップ 40丁 ゲルパーラ 6
三和支所	—	—	3	1,000	トラロープ 70 ビニール縄 100	5 携帯型発電機 5台	縄 100m カケヤ 20丁 スコップ 40丁 つるはし 20丁 鋸 10丁 ナタ 10丁

資機材名 部署名	オイルフェンス (m)	吸着マット (枚)	中和剤	土のう (袋)	ロープ (m)	投光器 (脚)	その他
生活環境課	EP-200S 20	タフネルオイルプロッター 220枚	シーグリーン 36l	—	—	—	—
福知山消防署	40	吸着マット 100枚	中和剤 54l	10,000	トラロープ 1,000 PP 3,000	5	アルミ船 1
福知山消防署東分署	—	吸着マット 100枚	中和剤 36l	3,000	トラロープ 200 PP 1,000	5	アルミ船 1
福知山消防署北分署	—	吸着マット 100枚	中和剤 18l	3,000	トラロープ 200 PP 1,000	2	アルミ船 1
大江支所	—	—	—	4,100	2,300	—	杭 79本
夜久野支所	—	5kg (50cm角)	シーグリーン 15l	800	500	—	杭 200本 麻袋 0枚 携帯型発電機 1台 スコップ 40丁 ゲルパーラ 6
三和支所	—	—	中和剤 12l	1,000	トラロープ 70 ビニール縄 100	5 携帯型発電機 5台	縄 100m カケヤ 20丁 スコップ 40丁 つるはし 20丁 鋸 10丁 ナタ 10丁

第4章 訓練、研修等

本市は、関係防災機関、関係団体等との連携のもとに、油流出事故への対応を迅速・的確に実施するための訓練、的確な防除及び回収方法を指示でき得る人材を養成する。

なお、人材の養成にあたっては、海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業等を活用する。

第3部 応急対策計画

第1章 計画の目的

この計画は、油流出事故が発生した場合における人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と防除、沿岸住民の安全、漁業等への被害の拡大防止を図るため、関係防災機関、関係団体等がとるべき応急対策について定める。

第2章 応急対策の活動体制

第1節 福知山市の活動体制

第1 責務

本市は、市域に油流出事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、第一次的に被害予防と応急対策を実施する機関として、法令、福知山市地域防災計画の定めるところにより、福知山市事故対策本部等を設置し、他の市町村、京都府等関係防災機関、区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防と応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

本市は、活動体制、細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項について、油流出事故の特性を考慮して所要の規程を整備する。

第3章 通信情報連絡活動計画（情報の収集及び伝達）

第1 福知山市

本市は、当該区域において油流出事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、陸上パトロール等を実施し、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて所轄京都府広域振興局長（京都府事故警戒支部長等）を經由して、知事（京都府事故警戒本部長等）に報告するものとする。

1 油漂着状況報告

本市の区域内に流出油が漂着したとき又はそのおそれがあるときは、その状況を報告する。

2 油防除措置状況報告（業務日報）

本市の区域内に流出油が漂着し、防除作業が実施されているときは、次の項目について報告する。

(1) 現場汚染の状況（地域別に記載。以下同じ。）

(2) 実施作業内容

(3) 実施予定作業内容

(4) 防除資機材の状況（現場集積量、使用済量及び残量）

(5) 不足する防除資機材の状況（種類及び数量）

(6) 防災出動勢力（人員（行政関係者、地元住民、漁業関係者、ボランティア等に区分）及

事故対策計画編
石油類流出事故対策計画編
第3部 災害復旧計画

び隻数)

- (7) 流出油等の回収量
- (8) 漂着の状況（既往分、新たな漂着の有無）
- (9) 使用した油処理剤の数量
- (10) 作業済み割合
- (11) 問題点等特記事項

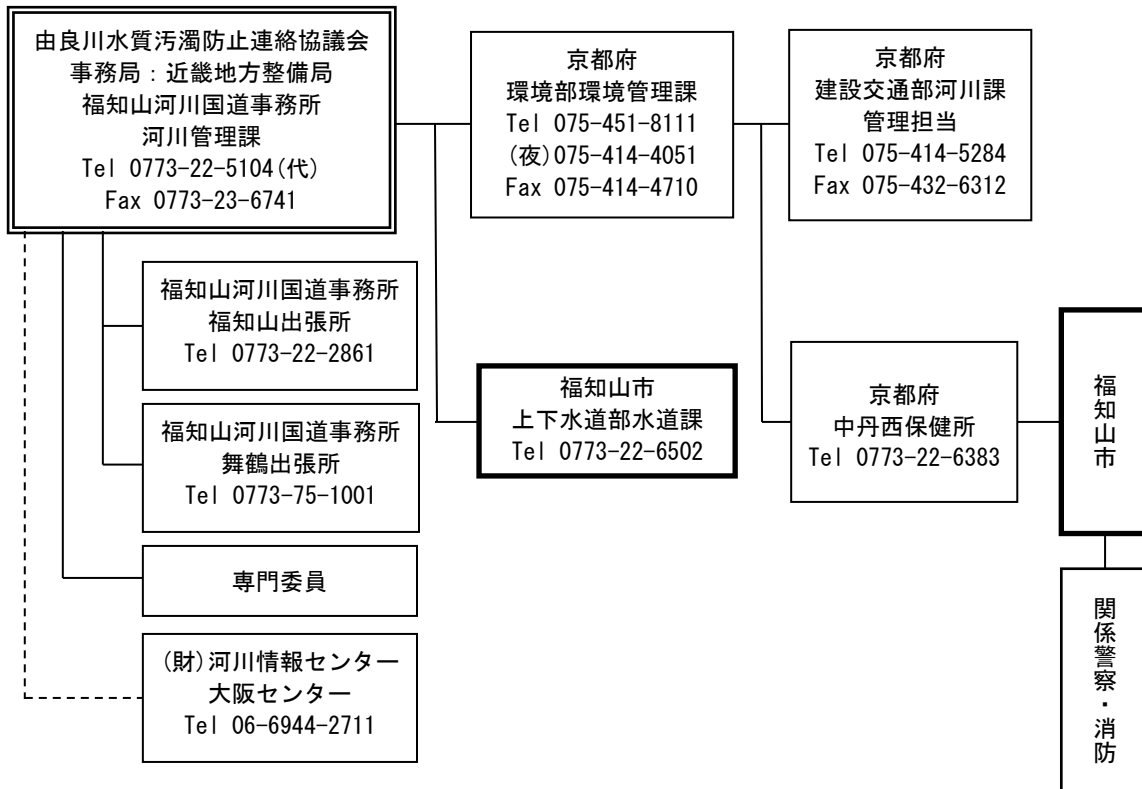
3 報告の方法

報告は、原則としてファクシミリをもって行うこととし、災害の経過に応じて把握した事項から逐次報告する。

第2 事故原因者等

- 1 屋外タンク等施設の管理者等は、施設から河川への大量の油の流出があったとき又は流出のおそれがある場合には、電話、電信その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの市等関係防災機関に通報する。また、河川に大量の油が漂流していることを発見した者においても同様とする。
- 2 事故原因者等は、市町村の区域ごとに、回収した油の搬出作業状況（搬出先、搬出量等）を、知事に逐次報告する。

由良川異常水質時連絡図



第4章 広報計画（広報広聴活動）

広報及び広聴活動は、一般計画編第3部第4章「災害広報計画」によるほか、次のとおりとする。

第1節 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部及び課並びに担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2節 福知山市の広報活動

事故対策計画編
石油類流出事故対策計画編
第3部 災害復旧計画

住民への広報は、次のような項目について行うものとする。

- 第1 本市、京都府の措置状況
- 第2 流出油の漂流、漂着等の状況（区域別）
- 第3 応急対策の実施状況
 - 1 出動人員（行政関係者、地元住民、漁業関係者、ボランティア等に区分）
 - 2 流出油の回収量
 - 3 作業地域
 - 4 主な使用資機材
 - 5 翌日の作業予定
 - 6 その他
- 第4 回収した油の搬出作業状況
- 第5 環境影響等に関する調査の実施結果
- 第6 その他必要と認められる事項

第3節 住民への広報要領

特に、住民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 第1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること
- 第2 市防災行政無線による広報
- 第3 広報番組（テレビ及びラジオ）、広報紙、チラシ及びポスターを利用すること
- 第4 インターネット及びメール配信を利用すること

第4節 京都府に対する広報

本市は、被害状況を写真等により記録収集し、京都府等に対する広報に努める。

第5節 広聴活動の実施

- 第1 本市は、被害地において臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。
- 第2 関係防災機関は、油流出事故に関する被災地住民、住民、近隣府県民等からの各種の問合せに対して相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第5章 流出油の防除及び除去計画

第1節 防除方針の決定

- 第1 流出した油は、水上で除去することが最良であるため、防除方針の決定にあたっては水上での回収を可能な限り実施し、河岸への漂着を回避するよう努めるものとする。
- 第2 流出油等の防除は、流出油の種類及び性状、流出油の拡散状況、気象及び海象の状況その他の条件によってその手法が異なるため、除去作業を行うにあたっては、まず、流出油の拡散及び性状の変化の状況について確実な把握に努め、海上保安庁等の行う油流出事故の影響評価結果を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除措置を集中的に実施することにより、迅速かつ効率的な流出油の拡散防止、回収及び処理を行うものとする。
- 第3 防除措置は、油による被害、講ずる措置による二次的な影響が最小になるように関係防災機関が連携し、状況に応じた様々な方法を組み合わせ行うものとする。

なお、河岸で油処理剤を使用する場合にあっては、事前に漁業関係者等の同意を得るものとする。

第2節 防除作業の実施

第1 消防本部

1 流出油の拡散防止

事故施設等から大量の油が流出したとき、又は流出が予想されるときは、事故施設所有者あるいは占有者（以下この事故対策計画編において「事故施設関係者」という。）に対して、直ちにオイルフェンスの展張等流出油防除措置をとらせるとともに、必要に応じて流出油の拡散防止にあたらせる。

2 事故施設の災害局限措置

油流出事故の拡大を防止するため、事故施設関係者に対し、事故施設関係者が保有している消火資機材と流出油防除資機材の活用、積載油の抜き取り、移し替え等について指導する。

3 流出油の回収及び除去

(1) 事故施設関係者に対して、流出油の回収及び除去に努めるよう指導し、又は河川水質汚染に関する法律に基づきその除去を命ずる。

(2) 流出油による急迫した危険を防止するため、事故施設関係者の対応が不十分なときは、被害を最小限にとどめるため自ら流出油防除資機材による応急措置を講じ、関係防災機関、関係団体等に対し派遣を要請する。

4 事故施設火災の消火

事故施設に火災が発生したときは、当該施設が保有する消火資機材を有効に活用するよう指導するとともに、消防機関による消火活動を実施し、必要に応じ関係防災機関及び関係団体に対し協力を要請する。

第2 福知山市

1 事故原因者等の要請に基づき、流出油の除去に協力する。

2 流出油の漂着により河岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、流出油による被害を防止するため回収等応急の防除措置を講ずるものとする。

第3 事故原因者等

1 オイルフェンスの展張、その他流出した油の拡散を防止するための措置を講ずる。

2 損傷箇所の修理、残油の移し替えその他の流出防止措置を講ずる。

3 流出油の回収、油処理剤の散布等による処理を行う。

4 回収した油の適正な処理を行う。

第3節 回収計画の策定

本市は、河岸に漂着した油等の状況、その回収状況を常に把握し、地区ごとに計画的及び効率的な回収方法を選定し、効率的な防除作業の実施に努める。

第6章 油回収作業従事者の健康対策（健康相談所の開設）

第1節 実施責任者

被害地における健康対策は、本市が実施するが、本市の要請があった場合及び京都府が必要と認めた場合には京都府が行う。

第2節 健康相談の実施

事故対策計画編
石油類流出事故対策計画編
第3部 災害復旧計画

油回収作業従事者の健康相談等に対応するため、本市は、保健師、看護師等による健康相談チームを編成するとともに、漂着油回収作業現場等に仮設する救護所等と連携しながら、油回収作業従事者の健康保持に努める。

第1 活動体制

- 1 本市は、油回収作業従事者の健康状態等を把握し、その状況を速やかに、中丹西保健所長に報告するとともに、必要な場合は、保健所に協力要請を行う。
- 2 協力要請を受けた中丹西保健所長は、本市が作成する活動計画、健康相談チームの編成等に指示を行うとともに、必要に応じて、健康相談チームに保健師等の派遣を行う。

第2 事業内容

- 1 救護所等と連携して健康相談所を開設し、作業従事者に対し油回収作業上の注意事項等についての普及啓発を行う。
- 2 回収作業の長期化に伴う精神的、身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、地域巡回等による健康相談を行い、必要な措置を講ずる。

第7章 環境保全に関する計画

第1節 計画の方針

油流出事故により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、住民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第2節 環境影響の応急及び拡大防止措置

油流出事故に伴って、環境汚染が発生、又はそのおそれがある場合は、次の措置をとる。

第1 福知山市の施策

- 1 環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通報する。
- 2 住民の生命、身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- 3 その他、京都府の行う施策に協力する。

第2 京都府の施策

京都府は、市町村が行う住民等への通報、指示等に関し、必要な指導、助言その他の支援を行うとともに、次の施策を行う。

- 1 関係防災機関等へ通報する。
- 2 住民の生命、身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導について、市町村に依頼又は指示する。
- 3 環境影響調査（大気、水質、動植物等）を実施する。

第8章 文化財（天然記念物等）の応急対策

本市は京都府と連携し、天然記念物等市域に所在する文化財について現地調査を行い、被害状況等を調査するとともに、予防及び応急対策について管理者等と協議し、予防、応急及び復旧計画を定めるほか、未指定文化財については、その被害状況について関係機関の協力を得て把握に努めるものとする。

第9章 汚染水鳥等の救護

京都府は、油流出事故により水鳥等に被害が発生した場合には、油が付着した水鳥等の洗浄、油付着に伴う疾病の予防、回復までの飼育等水鳥等の救護が獣医師、関係団体等の協力を得て円滑かつ適切に実施されるよう措置する。

第10章 ボランティア受入計画

第1節 計画の方針

災害ボランティア、災害時に支援を申し出たボランティア団体に対し、その円滑な活動ができるように計画を定める。

第2節 受入計画

第1 災害ボランティア受入計画

- 1 災害ボランティアセンターは、災害発生時には非常時体制に移行して、必要に応じて統括センター及び現地センターを設置する。
- 2 本市は、災害ボランティアセンターが非常時体制に移行して、災害ボランティア受付等のために統括センター及び現地センターを緊急に設置する必要がある場合は、福知山市シルバー人材センターに労力の提供を要請する。
- 3 災害ボランティアセンターは、福知山市社会福祉協議会によって運営するものとし、災害対策本部との協議と調整により活動計画を定める。
- 4 災害ボランティアセンターは、災害時の様々な救援活動に携わる災害ボランティアの受入窓口となり、災害対策本部と連携して災害ボランティア活動を必要とする場所、活動内容等について情報を収集し、災害ボランティアの受入計画及び活動計画を作成し、必要な物資及び資機材を確保する。
- 5 災害ボランティアセンターは、災害対策本部と協議のうえ、必要に応じてボランティア団体等に災害ボランティアの派遣要請等、資機材の提供要請を行う。
- 6 災害ボランティアセンターは、保健、福祉、医療等専門的な知識と技術を必要とする応急対策に係るボランティア（以下この事故対策計画編において「専門ボランティア」という。）の派遣依頼があった場合で対応が困難なときは、災害対策本部に通報する。
- 7 災害対策本部は、担当部と協議のうえ専門ボランティアの派遣について必要な支援を関係諸団体に要請する。
- 8 非常時体制における災害ボランティアセンター運営に関する必要な費用は、原則として本市が負担するものとする。

第2 専門ボランティア受入計画

- 1 専門ボランティアについては、福祉保健部救助第1班が受入窓口となる。受入体制については別に定める。
- 2 専門ボランティアの派遣、活動に必要な費用は、原則として本市が負担するものとする。

第4部 災害復旧計画

第1章 水産業施設復旧計画

本市と京都府は、関係団体等と連携し、流出油の漂着により被害を受けた水産業施設の回復措置を図るための対策を講ずる。

第2章 漁業経営安定対策の実施

本市は京都府と連携し、被害を受けた漁業者及び水産関係団体に対して、その状況に応じた制度融資の活用等による漁業生産の安定対策を講ずる。

第3章 中小企業経営安定対策の実施

本市は京都府と連携し、油流出事故により経営の悪化した観光業等中小企業者に対して、その状況に応じた融資相談の実施、制度融資の活用等による経営安定対策を講ずる。

第4章 風評被害対策の実施

本市は京都府と連携し、油流出事故に起因する風評による観光客離れ、魚介類等水産物の消費離れ等を防止するため、観光関連団体、漁業関係団体等と連携し、誘客と消費拡大を図るため、必要に応じ観光キャンペーン等の対策を講ずる。

第5章 補償対策等

- 1 油流出事故が発生したときは、事後の補償請求事務を円滑に進めるため、現地事務所を速やかに設置する。
- 2 損害の早期回復を期すため、必要に応じ補償金の概算支払いを請求するものとする。
- 3 本市は京都府と連携し、漁業協同組合、観光業者等関係団体が行う補償請求について助言を行うものとする。

第6章 事後の監視等の実施

関係防災機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に、油流出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、大気、水質、動植物等への影響の調査を綿密に実施し、講じた措置の効果を検証する。また、必要に応じて補完的な対策を講ずるものとする。

航空事故対策計画編

第1部 総則

第1章 計画の目的

この計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この事故対策計画編において「突発的航空事故」という。）に、捜索活動、救助及び救急活動、医療活動、消火活動等を行うため、本市、国、京都府等関係防災機関がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に特別の定めのない事項については、「**一般編**」に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

本計画は毎年検討を加え、必要があると認めたときは速やかに修正するものとする。

第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

突発的航空事故に関し、防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、**一般編第1部第7章**に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 福知山市

- 1 事故状況の実態の把握、的確な情報の収集、関係防災機関への連絡通報
- 2 関係防災機関との調整
- 3 負傷者の救出及び救護（搬送及び収容）
- 4 負傷者の身元確認
- 5 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 6 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒、付近住民に対する避難の指示
- 7 京都府又は他の市町村等に対する応援要請

第2 京都府

- 1 的確な情報収集、関係防災機関への通報
- 2 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- 3 関係防災機関への協力要請
- 4 関係防災機関との連絡調整
- 5 京都府救護班の出動
- 6 日本赤十字社京都府支部、社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

第3 京都府警察

- 1 関係防災機関との連携の強化

事故対策計画編
航空事故対策計画編
第1部 総則

- 2 災害情報の収集、被害実態の把握
- 3 遭難航空機の搜索
- 4 被災者の救出救助
- 5 避難誘導、立入禁止区域の設定、交通規制
- 6 事故現場、現場周辺の警戒及び警備
- 7 遺体の検視、調査、身元確認等
- 8 その他事故災害に必要な警察活動
- 第4 大阪航空局（大阪空港事務所）
 - 1 航空通信及び無線施設の保安
 - 2 遭難航空機の搜索及び救助
- 第5 新関西国際空港株式会社及び関西エアポート株式会社
 - 1 事故状況の収集と把握、関係防災機関への連絡通報
 - 2 空港及び航空機の保安
- 第6 その他関係防災機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）
 - 1 所管の応急対策の実施
 - 2 京都府、市町村等との協力及び連携

第4章 事故原因者等の責務

突発的航空事故の原因となった航空機を運航する航空運送事業者の主要な責務は、次のとおりとする。

- 1 大阪航空局、新関西国際空港株式会社及び関西エアポート株式会社、消防、警察等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報、事故発生地市町村との連絡及び協議
- 2 現地における事故対策本部の設置（海上での墜落の場合は、最寄りの陸上）
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 遭難航空機の搜索、乗客等の搜索及び救助活動
- 5 被害拡大防止のための現地における医療その他の応急措置
- 6 負傷者及び遺体の身元確認、家族への通知
- 7 見無人及び遺族の受入れ、整理、問合せへの応対
- 8 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 9 被害者の損害に対する補償対応

第5章 広域的な活動体制

本市は、平常時から国、京都府等の関係防災機関との連絡を密にし、突発的航空事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

なお、京都府は、「**近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定**」及び「**全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定**」による相互応援体制の一層の連携強化に努め、協定に基づく施策の推進を図るものとする。

第2部 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1節 情報収集及び連絡体制の整備

本市は、突発的航空事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、施設及び交通の安全確保を図るため、大阪航空局、京都府等の関係防災機関との間に、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集及び連絡体制を整備しておくものとする。(情報連絡系統図のとおり)

第2節 情報通信手段の整備

本市、京都府、大阪航空局等の関係防災機関は、**一般編第2部第2章「情報連絡通信網の整備計画」**に基づき、突発的航空事故発生時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

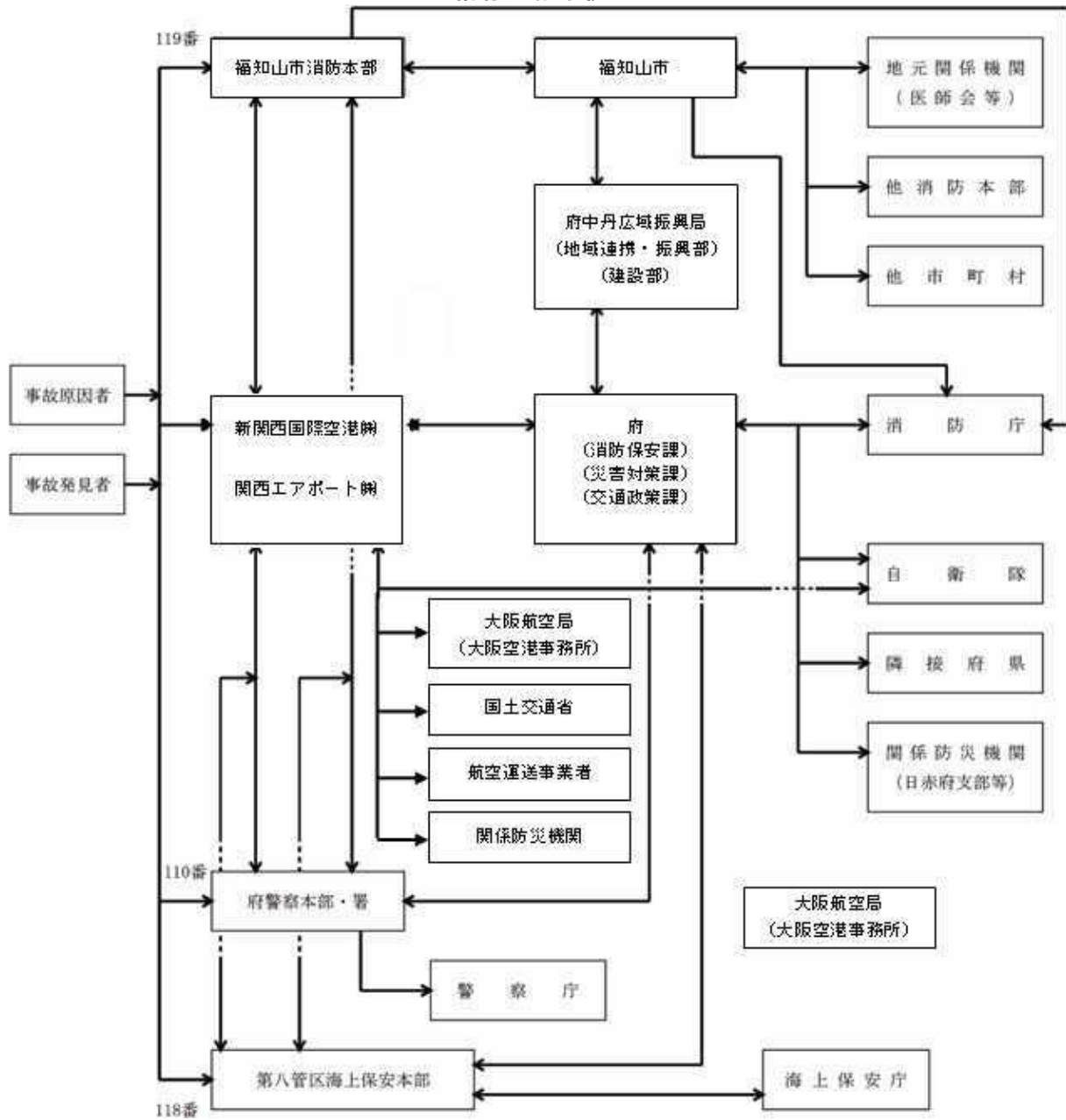
第3節 情報の分析及び整理

大阪航空局、関西国際空港株式会社及び関西エアポート株式会社は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第4節 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、**一般編第2部第1章「気象予警報等の伝達計画」**に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

情報連絡系統図



第2章 防災活動体制の整備

第1節 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2節 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般編第2部第26章「広域応援体制整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3節 搜索、救助及び救急、医療、消火活動体制の整備

第1 搜索並びに救助及び救急活動

本市は、救助工作車、救急車等の車両、応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。また、第八管区海上保安本部は、海上における搜索並びに救助及び救急活動を実施するための船艇、航空機、潜水機材等の搜索及び救急救助用資機材の整備に努める。

第2 医療活動

本市、京都府、日本赤十字社京都府支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

第3 消火活動

消防機関等は、消防ポンプ自動車等の消防用機械と資機材の整備促進に努める。

第4節 緊急輸送活動体制の整備

第1 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。

第2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察、近畿地方整備局等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

第3 警察及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。

第5節 避難地及び避難路の整備

第1 本市は、大規模収容施設管理者等と連携し、突発的航空事故発生現場周辺の住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。

第2 避難計画の作成にあたっては、高齢者、障害のある人、乳幼児等特に配慮を要する者、外国人等特別の配慮が必要な者（以下この事故対策計画編において「要配慮者」という。）に配慮した計画となるようにする。

第3章 大阪航空局（大阪空港事務所）、関西国際空港株式会社及

び関西エアポート株式会社の措置

大阪航空局、関西国際空港株式会社及び関西エアポート株式会社は、突発的航空事故の発生に備え、次の措置を講ずるものとする。

第1節 航空交通の安全に関する情報提供

航空路誌、NOTAM（ノータム）等により、航空交通の安全確保に関する情報を適時及び適切に提供する。

第2節 航空運送事業者等への安全指導

航空機の安全な運航を確保するため、航空運送事業者等に対し、次の業務を実施するものとする。

第1 航空関係諸規則の遵守の徹底

第2 航空運送事業者等の実施する教育訓練に対する指導

第3 定期的な安全指導における運航管理体制、安全意識等の重点的 point 点検の実施

第3節 航空機の安全性の確保

事故対策計画編
航空事故対策計画編
第2部 予防計画

航空機の安全性を確保するため、次の業務を実施する。

- 第1 航空機技術の急速な進展に対応する、航空機、装備品等の安全性に関する技術基準への反映
- 第2 外国政府の証明等の活用を通じた航空機検査制度の充実

第4節 防災訓練の充実

突発的航空事故を想定して防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、実践的な訓練を実施する。また、訓練後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第5節 航空交通環境の整備

空港整備五箇年計画等に基づき、空港、次世代システムを含む航空保安施設等の整備を行うとともに、空港周辺対策の実施を図る。

第6節 再発防止対策の推進

航空事故調査委員会の勧告、建議等を踏まえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図る。

第7節 その他

- 第1 既設航路の変更、航路の新設をした場合には、京都府防災会議会長への連絡に努める。
- 第2 民間航空機が京都市上空を有視界飛行する場合は、文化財施設及び人家密集地を極力さけるように努める。

第3部 応急対策計画

第1章 応急対策の活動体制

第1節 福知山市の活動体制

第1 責務

本市は、突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に被害予防と応急対策を実施する機関として、法令、福知山市地域防災計画の定めるところにより、福知山市航空事故対策本部等を設置し、他の市町村、京都府等関係防災機関、区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

- 1 本市は、活動体制、細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項について、航空事故の特性を考慮して所要の規程を整備する。
- 2 突発的航空事故が発生した場合に福知山市航空事故対策本部等の組織体制を確立するため、本部職員、消防団員等の動員について、伝達系統及び伝達方法をあらかじめ具体的に定めておく。

第2節 京都府の活動体制

京都府は、突発的航空事故が発生したときは、状況に応じ、法令並びに京都府地域防災計画一般計画編（以下この事故対策計画編において「府一般編」という。）及び京都府地域防災計画事故対策計画編（以下この事故対策計画編において「府事故対策計画編」という。）に基づき機動的な活動体制をとり、関係防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防及び応急対策を速やかに実施する。

第3節 大阪航空局（大阪空港事務所）の活動体制

第1 責務

大阪航空局は、突発的航空事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、京都府、市町村等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

- 1 突発的航空事故が発生した場合は、速やかに航空運送事業者から被害状況の収集を行い、京都府、市町村、消防、警察等関係防災機関に連絡する体制をとる。
- 2 航空機の故障、気象状況の悪化等により遭難事故発生が予想される場合、大阪航空局は、直ちに京都府、市町村、消防、警察及び第八管区海上保安本部に対し通報連絡するものとする。

第4節 関係防災機関の活動体制

第1 責務

日本赤十字社（京都府支部）等関係防災機関は、突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、大阪航空局、京都府、市町村等が実施する応急対策に協力する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するために必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集及び伝達）

第1節 被害情報等の収集及び伝達

被害情報等の収集及び伝達系統は、本編第2部第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

第1 事故原因者等

事故原因者等及び事故発見者は、突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防、警察等関係防災機関にその旨を通報する。

第2 航空運送事業者

- 1 航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生したときは、速やかに国土交通省（大阪航空局）等関係防災機関に連絡する。
- 2 被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を、適宜、国土交通省（大阪航空局）等関係防災機関に連絡する。

第3 大阪航空局

- 1 大阪航空局は、突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに京都府、市町村、消防、警察及び第八管区海上保安本部に連絡する。
- 2 被害の状況、活動体制及び応急対策の活動状況を適宜、京都府、市町村、消防、警察及び第八管区海上保安本部に連絡する。

第4 福知山市

本市は、突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

なお、航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）が発生した場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

第5 京都府

- 1 京都府は、大阪航空局等から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。
- 2 京都府は、「**府事故対策計画編**」及び「**京都府防災規程**」の定めるところにより、市町村及び関係防災機関と緊密に連絡して人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。
- 3 京都府は、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真などにより、早期の情報収集に努める。

第6 警察

警察は、ヘリコプター等からの目視、撮影等により被害規模の把握を行い、警察庁に連絡するとともに、京都府等関係防災機関へ連絡する。

第7 第八管区海上保安本部

第八管区海上保安本部は、海上における突発的航空事故の発生の場合において、巡視艇、航空機等からの目視、撮影等により情報収集を行い、関係防災機関へ連絡する。

第2節 通信手段の確保

第1 事故発生時の通信連絡

京都府、市町村、大阪航空局及び関係防災機関が行う、予報、警報及び情報伝達、被害状況の収集及び報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

第2 非常通信の利用

人命救助、災害の救援等のため、防災行政無線、有線回線等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報及び広聴

広報及び広聴活動は、**一般編第3部第4章「災害広報計画」**によるほか、次のとおりとする。

第1節 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部及び課並びに担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2節 福知山市の広報活動

住民への広報は、おおむね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害の状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民及び被災者に対する協力並びに注意事項
- 6 その他必要と認められる事項

第3節 住民への広報要領

特に、住民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。また、外国人旅行者向けに、第2節に掲げる事項を多言語（英語以外を含む。）でリアルタイムに伝達する。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること
- 2 市防災行政無線による広報
- 3 広報番組（テレビ及びラジオ）、広報紙、チラシ及びポスターを利用すること
- 4 インターネット及びメール配信を利用すること

第4節 広聴活動の実施

第1 航空運送事業者等は、現地に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。

第2 関係防災機関は、突発的航空事故に関する被災地住民、府民、近隣府県民等からの各種の問合せに対して相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 搜索、救助、救急及び消火活動

搜索並びに救助及び救急活動は、**一般編第3部第15章**によるほか次に定めるところにより、医療救護活動については、**一般編第3部第13章**の定めるところによる。また、消火活動については**一般編第3部第6章**によるほか次に定めるところによる。

第1節 搜索及び救助活動

消防機関、警察及び第八管区海上保安本部は、突発的航空事故に対応した救助資機材等を有効に活用し、迅速かつ的確に搜索及び救助活動を行う。

第1 情報の収集及び共有

事故対策計画編
航空事故対策計画編
第3部 応急対策計画

消防機関、警察、第八管区海上保安本部並びに京都府及び関係防災機関は、119番通報、110番通報及び118番通報並びに航空運送事業者、大阪航空局からの通報等により、被害状況を早期に把握し、捜索及び救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

第2 消防機関、警察及び第八管区海上保安本部の救助活動

突発的航空事故の規模及び態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、市町村等に応援要請する。

なお、第八管区海上保安本部は、海上における捜索及び救助活動を行う。

第2節 救急活動

消防機関及び第八管区海上保安本部は、負傷者に迅速及び的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

第1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、原則として消防機関が行い、必要に応じて「**京都府消防広域応援基本計画**」によって支援を要請する。

第2 医療機関等の連携

本市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、負傷者の応急手当て等を行う。また、消防機関は、救急医療情報システムを活用して後送医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、迅速及び的確に負傷者の搬送を行う。

第3節 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うものとする。

第5章 避難対策

突発的航空事故発生時に本市が発令する避難指示等については、**一般編第3部第8章**によるほか、次のとおりとする。

第1節 避難誘導の実施

本市は、人命の安全を第一に、避難場所及び避難経路、火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2節 避難場所の開設及び運営管理

本市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

第6章 交通及び輸送対策

突発的航空事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、**一般編第3部第19章及び第20章**によるほか、次のとおりとする。

第1節 交通規制対策

第1 道路交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、交通規制を実施した場合は、直ちに京都府航空機事故対策本部等に連絡する。

1 「通行禁止区域等」の指定

警察本部長は、突発的航空事故が発生し、又は発生しようとしている場合、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。

2 通行の禁止及び規制

道路管理者は、道路の破損欠壊、その他の事由により、道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2節 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長において行う。

なお、その手続きについては、**一般編第3部第19章「輸送計画」**の定めるところによる。

第7章 自衛隊派遣要請

突発的航空事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、**一般編第3部第29章「自衛隊派遣計画」**によるほか、次のとおりとする。

第1節 大阪国際空港長の派遣要請

第1 大阪国際空港長は、自衛隊の派遣要請の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。

第2 大阪国際空港長は、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。

第2節 福知山市の派遣要請

一般編第3部第29章「自衛隊派遣計画」の定めるところによる。

第4部 災害復旧計画

突発的航空事故の災害復旧計画は、**一般編第4部**に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1章 復旧事業計画の作成

関係防災機関は、被災した施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、国又は京都府が費用の一部又は全部を負担若しくは補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2章 復旧完了予定時期の明示

関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

鉄道災害対策計画編

第1部 総則

第1章 計画の目的

この計画は、列車の衝突、火災等、トンネル等鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この事故対策計画編において「突発的鉄道事故」という。）に、救助及び救急活動、医療活動、消火活動等を行うため、鉄道事業者（軌道事業者を含む。以下この事故対策計画編において「鉄道事業者」という。）、本市、国、京都府等関係防災機関、関係団体、事故原因者等が、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に特別の定めのない事項については、「**一般編**」に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

本計画は毎年検討を加え、必要があると認めたときは速やかに修正するものとする。

第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

突発的鉄道事故対策に関し、防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、**一般編第1部第7章**に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 福知山市

- 1 事故状況の実態の把握、的確な情報の収集、関係防災機関への連絡通報
- 2 関係防災機関との調整
- 3 負傷者の救出及び救護（搬送及び収容）
- 4 負傷者の身元確認
- 5 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 6 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒、付近住民に対する避難の指示
- 7 京都府又は他の市町村等に対する応援要請

第2 京都府

- 1 的確な情報収集、関係防災機関への通報
- 2 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- 3 関係防災機関への協力要請
- 4 関係防災機関との連絡調整
- 5 京都府救護班の出動
- 6 日本赤十字社京都府支部、社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

事故対策計画編
鉄道災害対策計画編
第1部 総則

- 第3 京都府警察
 - 1 関係防災機関との連携強化
 - 2 被害情報の収集、被害実態の把握
 - 3 被災者の救出救助
 - 4 避難誘導、立入禁止区域の設定、踏切等の交通規制
 - 5 鉄道関係機関と連携した二次災害防止
 - 6 事故現場、その周辺における警戒警備
 - 7 遺体の検視、調査、身元確認等
 - 8 その他事故災害に必要な警察活動
- 第4 鉄道事業者
 - 1 事故状況の収集及び把握、市消防本部、国土交通省等への連絡通報
 - 2 関係防災機関との調整
 - 3 乗客の避難、負傷者等の救出及び救護
 - 4 二次災害の防止、鉄道施設の復旧
- 第5 近畿運輸局
 - 1 事故状況の収集及び把握、関係防災機関への連絡通報
 - 2 特に必要がある場合の輸送命令
 - 3 事故時における交通機関利用者等への情報提供
- 第6 その他関係防災機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）
 - 1 所管の応急対策の実施
 - 2 京都府、市町村等との協力及び連携

第4章 事故原因者等の責務

突発的鉄道事故の事故原因者等は、鉄道事業者、消防、警察等関係機関に対し、事故状況の迅速かつ的確な通報を行うものとする。

第5章 広域的な活動体制

本市は、平常時から国、京都府等の関係防災機関との連絡を密にし、突発的鉄道事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

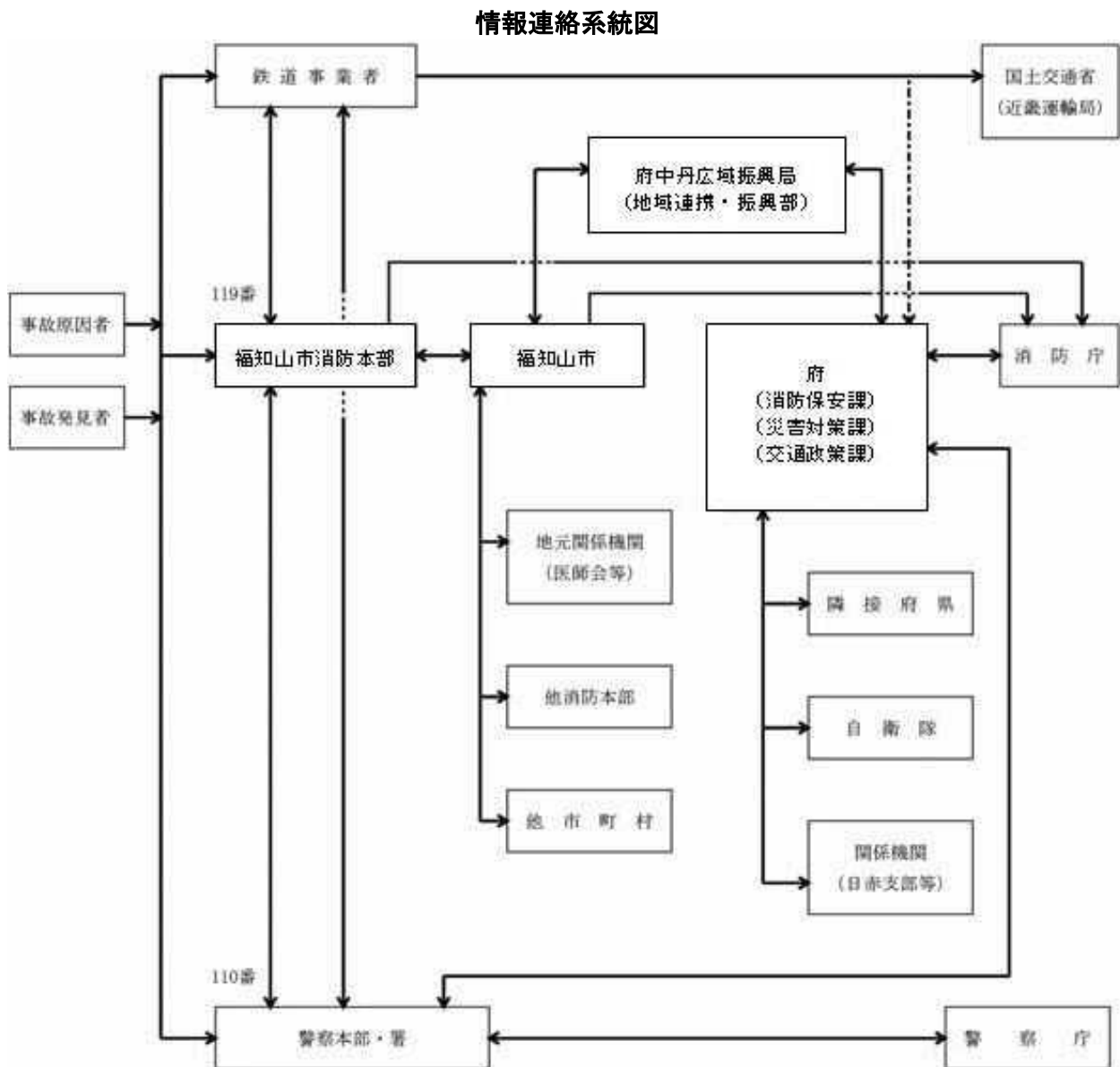
なお、京都府は、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」及び「**全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定**」による相互応援体制の一層の連携強化に努め、協定に基づく施策の推進を図るものとする。

第2部 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1節 情報収集及び連絡体制の整備

本市は、突発的鉄道事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、道路施設及び通行車両の安全確保を図るため、鉄道事業者、京都府等の関係防災機関との間に、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報連絡体制を確立しておくものとする。(情報連絡系統図のとおり)



第2節 情報通信手段の整備

本市、京都府、近畿運輸局等の関係防災機関は、**一般編第2部第2章「情報連絡通信網の整備計画」**に基づき、突発的鉄道事故時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3節 情報の分析及び整理

第1 情報の蓄積

本市、京都府、近畿運輸局等の関係防災機関は、平常時より、自然情報、社会情報等防災関連情報の収集及び蓄積に努めるものとする。

第2 情報の分析及び整理するための体制整備

鉄道事業者は、収集した情報を分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第4節 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、**一般編第2部第1章「気象予警報等の伝達計画」**に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第2章 防災活動体制の整備

第1節 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2節 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、**一般編第2部第26章「広域応援体制整備計画」**によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3節 救助及び救急、医療、消火活動体制の整備

第1 救助及び救急活動

本市は、救助工作車、救急車等の車両、応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

第2 医療活動

本市、京都府、日本赤十字社（京都府支部）は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

第3 消火活動

鉄道事業者及び消防機関等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

第4節 緊急輸送活動体制の整備

第1 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。

第2 事故時の交通規制を円滑に行うため、警察、近畿地方整備局等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

第3 警察及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。

第5節 避難地及び避難路の整備

第1 本市は、大規模収容施設管理者等と連携し、突発的鉄道事故発生現場周辺の住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。

第2 避難計画の作成にあたっては、要配慮者に配慮した計画となるようにする。

第3章 鉄道事業者の措置

鉄道事業者は、突発的鉄道事故の発生に備え、**一般編第2部第13章「鉄道施設防災計画」**に定めるところによるほか、次の措置を講ずるものとする。

第1節 気象情報の活用

京都地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図る。

第2節 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

第3節 点検及び監視の実施

土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル等の線路防護施設の定期的な点検を行うとともに、事故により本線を走行する列車の運転に支障が生じるおそれがあるときは、当該線路の監視に努める。

第4節 職員の教育体制の整備及び充実

乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努める。

なお、列車火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）が発生した場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

第5節 防災訓練の充実

突発的鉄道事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等のための訓練を実施する。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第6節 鉄道施設の整備促進

踏切道の立体交差化の整備、列車集中制御装置（CTC）、自動列車停止装置（ATS）等運転保安設備の整備及び充実に努める。

第7節 各種資料の整備及び保存

円滑な事故復旧を図るため、施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努める。

第8節 防災知識の普及

踏切等における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の事故防止のため、交通安全等の普及を図る。

第3部 応急対策計画

第1章 応急対策の活動体制

第1節 福知山市の活動体制

第1 責務

本市は、本市の区域に突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防と応急対策を実施する機関として、法令、福知山市地域防災計画の定めるところにより、福知山市鉄道事故対策本部等を設置し、他の市町村、京都府等関係防災機関、区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

- 1 本市は、活動体制及び細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項について、突発的鉄道事故の特性を考慮して、所要の規程を整備する。
- 2 突発的鉄道事故が発生した場合に福知山市鉄道事故対策本部等の組織体制を確立するため、本部職員、消防団員等の動員について、伝達系統及び伝達方法をあらかじめ具体的に定めておく。
- 3 鉄道事故警戒体制及び事故対策本部の設置
市域で、突発的鉄道事故が発生したときは、消防本部及び総合調整班により被害情報の収集・集約、救急医療・救助等初期活動を行うなど、厳重な警戒体制をとるとともに、相当な被害が予想される場合は、市長は、危機管理監を中心に市長公室長、地域振興部長、市民総務部長、福祉保健部長、建設交通部長、消防長、議会事務局長及び危機管理室長と協議して、事故対策本部を設置する。
- 4 鉄道事故対策本部の組織
事故対策本部の組織は、**一般編第3部第2章**に定める組織を基準とする。

第2節 鉄道事業者の活動体制

第1 責務

突発的鉄道事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、京都府、市町村等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

- 1 突発的鉄道事故が発生した場合は、速やかに被害の拡大防止を図るため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置をとるとともに、社員の非常参集、対策本部の設置等、必要な体制をとる。
- 2 突発的鉄道事故が発生した場合は、巡視等を実施し、被害状況の把握等迅速な情報収集を行う。
- 3 突発的鉄道事故が発生した場合、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動が円滑に行えるよう、道路交通の混乱防止のため、京都府警察本部等に協力要請を行う。
- 4 突発的鉄道事故が発生し、運行不能となった場合は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段を確保する。

第3節 関係防災機関の活動体制

第1 責務

日本赤十字社（京都府支部）等関係防災機関は、突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、本市及び京都府が実施する応急対策に協力する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集及び伝達）

第1節 被害情報等の収集及び伝達

被害情報等の収集及び伝達系統は、本編第2部第1章「情報連絡系統図」のとおりである。

第1 事故原因者等

事故原因者等及び事故発見者は、突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの警察等関係防災機関にその旨を通報する。

第2 情報伝達

1 鉄道事業者は、突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに国土交通省（近畿運輸局）、京都府、市町村、消防及び警察に連絡する。また、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を適宜、国土交通省（近畿運輸局）、京都府、市町村、消防及び警察に連絡する。

2 福知山市

本市は、突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、知事（京都府鉄道事故対策本部長）に報告するものとする。

なお、列車火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）が発生した場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日消防第267号）により、第一報を消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

3 京都府

（1）京都府は、鉄道事業者等から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。

（2）京都府は、「府事故対策計画編」及び「京都府防災規程」の定めるところにより、市町村及び関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁へ報告する。

（3）京都府は、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真などにより、早期の情報収集に努める。

4 警察

警察は、ヘリコプター等からの目視、撮影等により被害規模の把握を行い、警察庁に連絡するとともに、京都府等関係防災機関へ連絡する。

第2節 通信手段の確保

第1 突発的鉄道事故発生時の通信連絡

京都府、市町村、鉄道事業者及び関係防災機関が行う、予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

第2 非常通信の利用

人命の救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報及び広聴

広報及び広聴活動は、**一般編第3部第4章「災害広報計画」**によるほか、次のとおりとする。

第1節 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部及び課並びに担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2節 福知山市の広報活動

住民への広報は、おおむね次のような項目について行うものとする。

- 1 鉄道事故の発生日時及び場所
- 2 被害の状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 交通規制の状況
- 6 住民に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3節 住民への広報要領

特に、住民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。また、外国人旅行者向けに第2節に掲げる事項を多言語（英語以外を含む。）でリアルタイムに伝達する。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること
- 2 市防災行政無線による広報
- 3 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、ポスターを利用すること
- 4 インターネット、メール配信を利用すること

第4節 広聴活動の実施

第1 鉄道事業者等による臨時被害相談所等の設置

鉄道事業者等は、避難場所等に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。

第2 関係防災機関の相談窓口設置

関係防災機関は、突発的鉄道事故に関する被災地住民、住民、近隣府県民等からの各種の問合せに対して相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 救助、救急及び消火活動

救助及び救急活動は、**一般編第3部第15章**によるほか次に定めるところによるとともに、医療救護活動については、**一般編第3部第13章**の定めるところによる。また、消火活動については、**一般編第3部第6章**によるほか、次に定めるところによる。

第1節 救助活動

消防機関、警察及び鉄道事業者は、突発的鉄道事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、

迅速かつ的確に救助活動を行う。

第1 情報の収集及び伝達

消防機関及び警察は、119番及び110番通報、鉄道事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を京都府及び関係防災機関に連絡する。

第2 鉄道事業者の救助活動

鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力を求める。

第3 消防機関及び警察の救助活動

突発的鉄道事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、本市と京都府等に応援要請する。

第2節 救急活動

消防機関は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

第1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、原則として消防機関が行い、必要に応じて「**京都府消防広域応援基本計画**」によって支援を要請する。

第2 医療機関等との連携

本市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。また、消防機関は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3節 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、鉄道事業者は、消防機関等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に協力する。

第5章 避難対策

突発的鉄道事故発生時の市町村等が行う避難指示等については、**一般編第3部第8章**によるほか、次のとおりとする。

第1節 避難誘導の実施

本市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2節 避難場所の開設及び運営管理

本市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

第6章 交通及び輸送対策

突発的鉄道事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、**一般編第3部第19章及び第20章**によるほか、次のとおりとする。

第1節 交通規制対策

第1 道路交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに、京都府鉄道事故対策本部等に連絡する。

1 「通行禁止区域等」の指定

警察本部長は、突発的鉄道事故が発生し、又は発生しようとしている場合、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。

2 通行の禁止及び規制

道路管理者は、道路の破損欠壊、その他の事由により、道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2節 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長において行う。

なお、その手続きについては、**一般編第3部第19章「輸送計画」**の定めるところによる。

第4部 災害復旧計画

突発的鉄道事故の災害復旧計画は、**一般編第4部**に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1章 復旧事業計画の作成

鉄道事業者は、関係防災機関と協力し、鉄道施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、国又は京都府が費用の一部又は全部を負担若しくは補助するものについては、査定実施が速やかに行えるように努める。

第2章 復旧完了予定時期の明示

鉄道事業者は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

道路災害対策計画編

第1部 総則

第1章 計画の目的

この計画は、道路における車両の衝突、火災等及びトンネル等道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この事故対策計画編において「突発的道路事故」という。）に、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を行うため、本市、国、京都府等の関係道路管理者及び関係防災機関、関係団体並びに事故原因者等が、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に特別の定めのない事項については、「**一般編**」に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

本計画は毎年検討を加え、必要があると認めたときは速やかに修正するものとする。

第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

突発的道路事故対策に関し、防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、**一般編第1部第7章**に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 福知山市

- 1 事故状況の実態の把握、的確な情報の収集、関係防災機関への連絡通報
- 2 関係防災機関との調整
- 3 負傷者の救出及び救護（搬送及び収容）
- 4 負傷者の身元確認
- 5 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 6 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒、付近住民に対する避難の指示
- 7 京都府又は他の市町村等に対する応援要請

第2 京都府

- 1 的確な情報収集、関係防災機関への通報
- 2 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- 3 関係防災機関への協力要請
- 4 関係防災機関との連絡調整
- 5 京都府救護班の出動
- 6 日本赤十字社京都府支部及び社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

第3 京都府警察

事故対策計画編
道路災害対策計画編
第1部 総則

- 1 関係防災機関との連携強化
 - 2 被害情報の収集、被害実態の把握
 - 3 被災者の救出救助
 - 4 避難誘導、立入禁止区域の設定、踏切等の交通規制
 - 5 鉄道関係機関と連携した二次災害防止
 - 6 事故現場、その周辺における警戒警備
 - 7 遺体の検視、調査、身元確認等
 - 8 その他事故災害に必要な警察活動
- 第4 近畿地方整備局
- 1 道路パトロールカー等による事故状況の収集及び把握、関係防災機関への連絡通報
 - 2 関係防災機関との調整
 - 3 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保
 - 4 直轄道路施設の二次災害の防止及び復旧
- 第5 その他関係防災機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）
- 1 所管の応急対策の実施
 - 2 京都府、市町村等との協力及び連携

第4章 事故原因者等の責務

突発的道路事故の事故原因者等の主要な責務は、次のとおりとする。

- 1 消防、警察等関係機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び事故発生地市町村との連絡・協議
- 2 現地における事故対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 乗員等の捜索・救助活動
- 5 被害拡大防止のための現地における医療その他の応急措置
- 6 負傷者並びに遺体の身元確認及び家族への通知
- 7 見舞人、遺族の受入れ及び整理並びに問合せへの応対
- 8 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 9 被害者の損害に対する補償対応

第5章 広域的な活動体制

本市は京都府と連携し、平常時から関係防災機関との連絡を密にし、突発的道路事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

なお、京都府は、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」及び「**全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定**」による相互応援体制の一層の連携強化に努め、協定に基づく施策の推進を図るものとする。

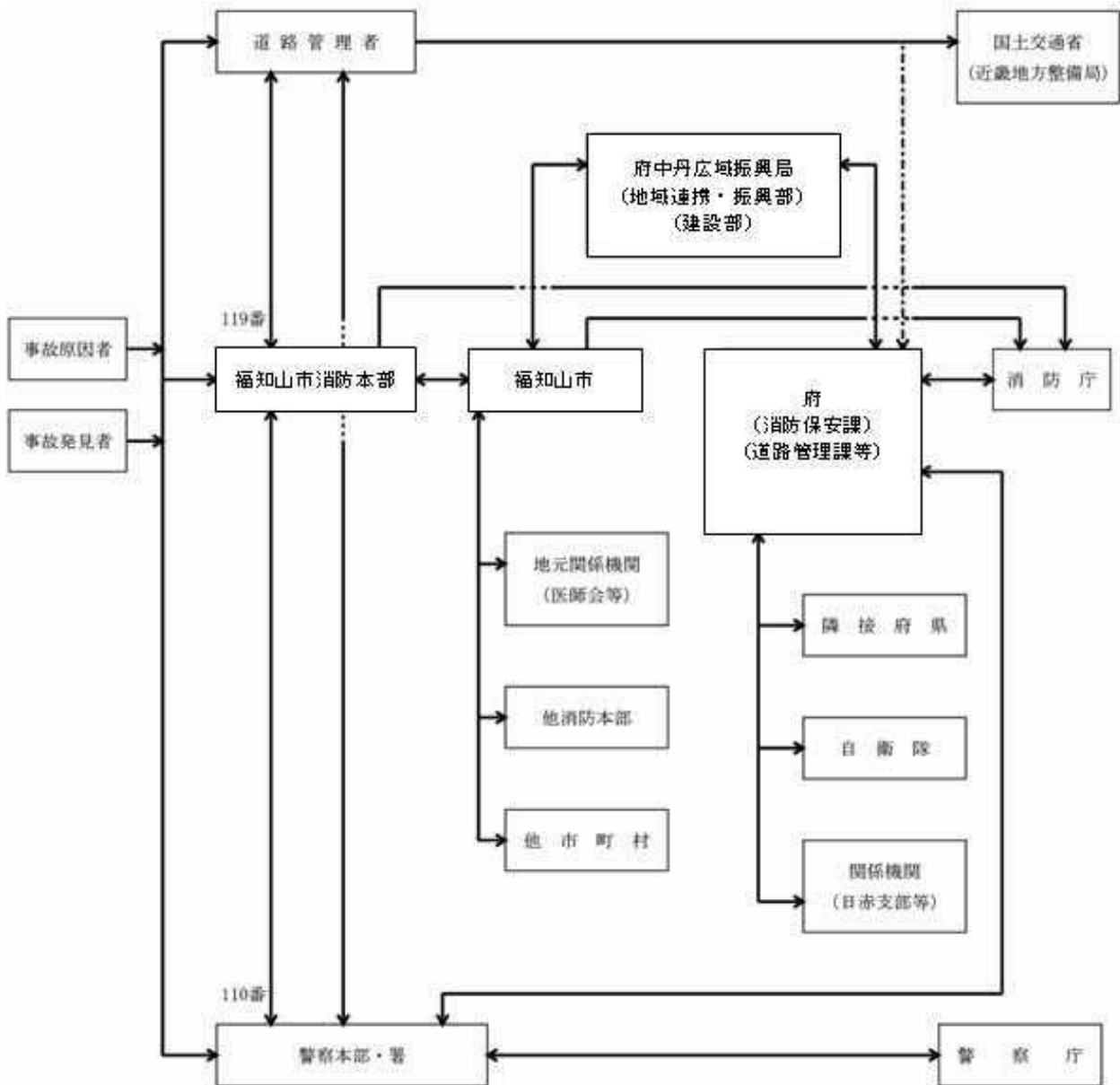
第2部 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1節 情報収集及び連絡体制の整備

本市は、突発的道路事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、道路施設及び通行車両の安全確保を図るため、京都府等の関係防災機関との間に、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集及び連絡体制を整備しておくものとする。(情報連絡系統図のとおり)

情報連絡系統図



第2節 情報通信手段の整備

本市、京都府、近畿地方整備局、道路管理者等の関係防災機関は、**一般編第2部第2章「情報連絡通信網の整備計画」**に基づき、突発的道路事故時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3節 情報の分析及び整理

第1 情報の蓄積

本市、京都府、近畿地方整備局、道路管理者等の関係防災機関は、平常時より、自然情報、社会情報等防災関連情報の収集及び蓄積に努めるものとする。

第2 情報の分析及び整理するための体制整備

道路管理者は、収集した情報を分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第4節 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、**一般編第2部第1章「気象予警報等の伝達計画」**に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第2章 防災活動体制の整備

第1節 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2節 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、**一般編第2部第26章「広域応援体制整備計画」**によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3節 救助及び救急、医療、消火活動体制の整備

第1 救助及び救急活動

本市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

第2 医療活動

本市、京都府、日本赤十字社（京都府支部）は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

第3 消火活動

道路管理者及び消防機関等は、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

第4節 危険物の流出防除体制の整備

道路管理者、京都府、市町村及び近畿地方整備局は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

第5節 緊急輸送活動体制の整備

第1 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。

第2 事故時の交通規制を円滑に行うため、警察、近畿地方整備局等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

第3 警察部及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。

第6節 避難地及び避難路の整備

第1 本市は、大規模収容施設管理者等と連携し、突発的道路事故発生現場周辺の住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作

成する。

第2 避難計画の作成にあたっては、要配慮者に配慮した計画となるようにする。

第3章 道路管理者の措置

道路管理者は、突発的道路事故の発生に備え、**一般編第2部第8章「道路防災計画」**に定めるところによるほか、次の措置を講ずるものとする。

第1 気象情報の活用

京都地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図るものとする。

第2 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

第3 点検及びの実施

道路パトロールカー等により道路施設の現況把握、定期的な点検を行い、事故防止に努める。

第4 防災訓練の充実

突発的道路事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等のための実践的な訓練を実施する。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第5 道路施設の整備促進

主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策も含めた道路防災対策事業等により、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備を計画的・総合的に実施する。

第6 各種資料の整備及び保存

円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第7 防災知識の普及

道路利用者に対し、事故時の対応等の防災知識の普及を図る。

第3部 応急対策計画

第1章 応急対策の活動体制

第1節 福知山市の活動体制

第1 責務

本市は、市域に油流出事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、第一次的に被害予防と応急対策を実施する機関として、法令、福知山市地域防災計画の定めるところにより、福知山市事故対策本部等を設置し、関係道路管理者、他の市町村、京都府等関係防災機関、区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防と応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

- 1 本市は、活動体制、活動体制及び細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項について、突発的道路事故の特性を考慮して、所要の規程を整備する。
- 2 突発的道路事故が発生した場合に、福知山市道路事故対策本部等の組織体制を確立するため、本部職員、消防団員等の動員について、伝達系統及び伝達方法をあらかじめ具体的に定めておく。

第2節 京都府の活動体制

京都府は、突発的道路事故が発生したときは、状況に応じ、法令並びに「府一般編」及び「**府事故対策計画編**」に基づき、機動的な活動体制をとり、関係道路管理者及び関係防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防及び応急対策を速やかに実施するとともに、市町村等が処理する被害予防及び応急対策の実施を支援し、かつ、総合調整を行う。

第3節 道路管理者の活動体制

第1 責務

突発的道路事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、京都府、市町村等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

- 1 突発的道路事故が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害状況の把握等迅速な情報収集を行う。
- 2 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、突発的道路事故の発生による道路交通の混乱を防止し、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動を円滑に実施するため、京都府警察本部と連携して必要な交通規制を行う。
- 3 道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- 4 危険物の流出が認められた場合は、消防機関及び警察等関係防災機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第4節 関係防災機関の活動体制

第1 責務

日本赤十字社（京都府支部）等関係防災機関は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、京都府、市町村等が実施する応急対策に協力する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集及び伝達）

第1節 被害情報等の収集及び伝達

被害情報等の収集及び伝達系統は、本編第2部第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

第1 事故原因者等

事故原因者等及び事故発見者は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの警察等関係防災機関にその旨を通報する。

第2 道路管理者

1 道路管理者は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに国土交通省（近畿地方整備局）、京都府、市町村、消防及び警察に連絡する。

2 被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を、適宜、国土交通省（近畿地方整備局）、京都府、市町村、消防及び警察に連絡する。

第3 福知山市

本市は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、速やかにその状況をとりまとめて、知事（京都府道路事故対策本部長）に報告するものとする。

なお、トンネル内車両火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）が発生した場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

第4 京都府

1 京都府は、道路管理者等から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。

2 京都府は、「**府事故対策計画編**」及び「**京都府防災規程**」の定めるところにより、市町村及び関係防災機関と緊密に連絡して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。

3 京都府は、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真などにより、早期の情報収集に努める。

第5 警察

警察は、ヘリコプター等からの目視、撮影等により被害規模の把握を行い、警察庁に連絡するとともに、京都府等関係防災機関へ連絡する。

第2節 通信手段の確保

第1 突発的道路事故発生時の通信連絡

京都府、市町村、大阪航空局及び関係防災機関が行う、予報、警報及び情報伝達、被害状況の収集及び報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

第2 非常通信の利用

人命救助、災害の救援等のため、防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報及び広聴

広報及び広聴活動は、**一般編第3部第4章「災害広報計画」**によるほか、次のとおりとする。

第1節 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部及び課並びに担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2節 福知山市の広報活動

住民への広報は、おおむね次のような項目について行うものとする。

- 1 突発的道路事故の発生日時及び場所
- 2 被害の状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 交通規制の状況
- 6 住民に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3節 住民への広報要領

特に、住民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。また、外国人旅行者向けに、第2節に掲げる事項を多言語（英語以外を含む。）でリアルタイムに伝達する。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること
- 2 市防災行政無線による広報
- 3 広報番組（テレビ及びラジオ）、広報紙、チラシ及びポスターを利用すること
- 4 インターネット及びメール配信を利用すること

第4節 広聴活動の実施

第1 道路管理者等は、避難場所等に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。

第2 関係防災機関は、突発的道路事故に関する被災地住民、住民、近隣府県民等からの各種の問合せに対して相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 救助、救急及び消火活動

救助及び救急活動は、**一般編第3部第15章**によるほか次に定めるところによるとともに、医療救護活動については、**一般編第3部第13章**の定めるところによる。また、消火活動については、**一般編第3部第6章**によるほか次に定めるところによる。

第1節 救助活動

消防機関、警察及び道路管理者は、突発的道路事故に対応した救助資機材等を有効に活用し、迅速かつ的確に救助活動を行う。

事故対策計画編
道路災害対策計画編
第3部 応急対策計画

第1 情報の収集及び伝達

消防機関及び警察は、119番通報、110番通報、道路管理者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を京都府及び関係防災機関に連絡する。

第2 道路管理者の救助活動

道路管理者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力を求める。

第3 消防機関及び警察の救助活動

突発的道路事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、消防機関及び警察が、京都府、他市町村、高速自動車道消防協議会等に応援要請する。

第2節 救急活動

消防機関は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

第1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、原則として消防機関が行い、必要に応じて「**京都府消防広域応援基本計画**」によって支援を要請する。

第2 医療機関等との連携

本市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。また、消防機関は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3節 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、道路管理者は、消防機関等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に協力する。

第5章 避難対策

突発的道路事故発生時の市町村等が行う避難指示等については、**一般編第3部第8章**によるほか、次のとおりとする。

第1節 避難誘導の実施

本市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2節 避難場所の開設及び運営管理

本市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

第6章 交通及び輸送対策

突発的的道路事故における緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送対策については、**一般編第3部第19章及び第20章**によるほか、次のとおりとする。

第1節 交通規制対策

交通の確保、緊急輸送のために、警察及び道路管理者が、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに、京都府道路事故対策本部等に連絡する。

1 「通行禁止区域等」の指定

警察本部長は、突発的的道路事故が発生し又は発生しようとしている場合、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる区域又は道路の区間として、「通行禁止区域等」を指定することができる。

2 通行の禁止及び規制

道路管理者は、道路の破損欠壊、その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2節 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長において行う。

なお、その手続きについては、**一般編第3部第19章「輸送計画」**に定めるところによる。

第4部 災害復旧計画

突発的的道路事故の災害復旧計画は、**一般編第4部**に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1章 復旧事業計画の作成

道路管理者は、関係防災機関と協力し、道路施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、国又は京都府が費用の一部又は全部を負担若しくは補助するものについては、査定実施が速やかに行えるように努める。

第2章 復旧完了予定時期の明示

道路管理者は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

危険物等災害対策計画編

第1部 総則

第1章 計画の目的

この計画は、危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏洩・流出、火災、爆発の発生、火薬類の火災、爆発の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出の発生、原子力発電施設以外における放射性物質による放射線障害の発生等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この事故対策計画編において「危険物等事故」という。）に、救助及び救急活動、医療活動、消火活動並びに避難収容活動を図るため、本市、国、京都府等関係防災機関及び関係団体がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

ただし、河川等での石油類流出事故に係る危険物等災害対策については、本計画「石油類流出事故対策計画編」の定めるところによる。

なお、この計画に特別の定めのない事項については、「**一般編**」に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

本計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかに修正するものとする。

第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

危険物等事故に関し、防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、**一般編第1部第7章**に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 福知山市

- 1 事故状況の実態の把握、的確な情報の収集、関係防災機関への連絡通報
- 2 関係防災機関との調整
- 3 負傷者の救出及び救護（搬送及び収容）
- 4 負傷者並びに遺体の身元確認
- 5 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 6 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒、付近住民に対する避難の指示
- 7 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- 8 危険物等に関する規制

第2 京都府

- 1 的確な情報収集、関係防災機関への通報
- 2 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- 3 関係防災機関への協力要請
- 4 関係防災機関との連絡調整

事故対策計画編
危険物等災害対策計画編
第1部 総則

- 5 京都府救護班の出動
- 6 日本赤十字社京都府支部、社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請
- 7 危険物等に関する指導取締り
- 第3 京都府警察
 - 1 関係防災機関との連携の強化
 - 2 災害情報の収集、被害実態の把握
 - 3 被災者の救出救助
 - 4 避難誘導、立入禁止区域の設定、交通規制
 - 5 事故現場、その周辺における警戒警備
 - 6 遺体の検視、調査、身元確認等
 - 7 行方不明者の捜索
 - 8 危険物等に関する指導取締り
 - 9 その他事故災害に必要な警察活動
- 第4 近畿経済産業局
 - 1 事故状況の収集及び把握
- 第5 中部近畿産業保安監督部近畿支部
 - 1 事故状況の収集及び把握、関係防災機関への連絡通報
 - 2 高圧ガス、都市ガス、火薬類に関する監督指導
- 第6 その他関係防災機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）
 - 1 所管の応急対策の実施
 - 2 京都府、市町村等との協力及び連携

第4章 事故原因者等の責務

危険物等事故の事故原因者等の主要な責務は、次のとおりとする。

- 1 消防、警察等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報、事故発生地市町村との連絡及び協議
- 2 現地、事業所等における事故対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 現地における救助・医療その他の応急措置
- 5 負傷者及び遺体の身元確認、家族への通知
- 6 見舞人及び遺族の受入れ並びに整理、問合せへの応対
- 7 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 8 被害者の損害に対する補償対応

第5章 広域的な活動体制

本市は、平常時から関係防災機関との連絡を密にし、突発的の重大事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

事故対策計画編
危険物等災害対策計画編
第1部 総則

なお、京都府は、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」、「**全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定**」による相互応援体制の一層の連携強化に努め、協定に基づく施策の推進を図るものとする。

第2部 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1節 情報収集及び連絡体制の整備

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下この事故対策計画編において「事業者」という。）と本市、国、京都府等の関係防災機関は、危険物等の事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、付近施設及び通行車両の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり）

第2節 情報通信手段の整備

本市及び京都府等の関係防災機関は、**一般編第2部第2章「情報連絡通信網の整備計画」**に基づき、危険物等事故時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3節 情報の分析及び整理

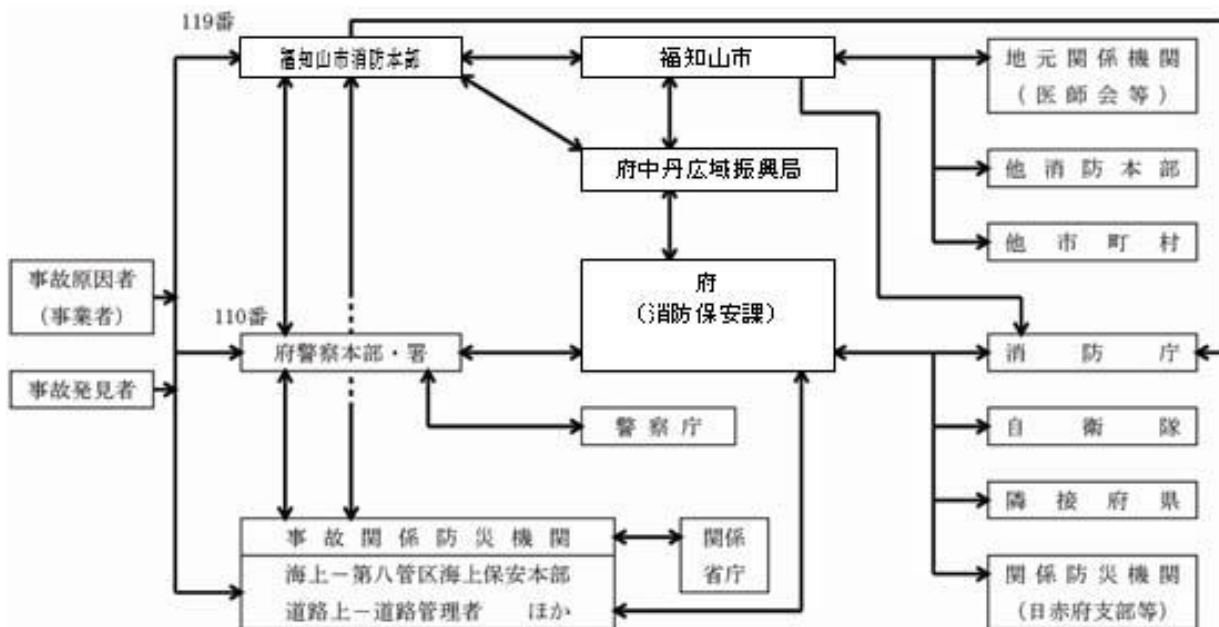
本市及び京都府等の関係防災機関は、平常時より、自然現象、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。

第4節 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、**一般計画編第2部第1章「気象予警報等の伝達計画」**に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

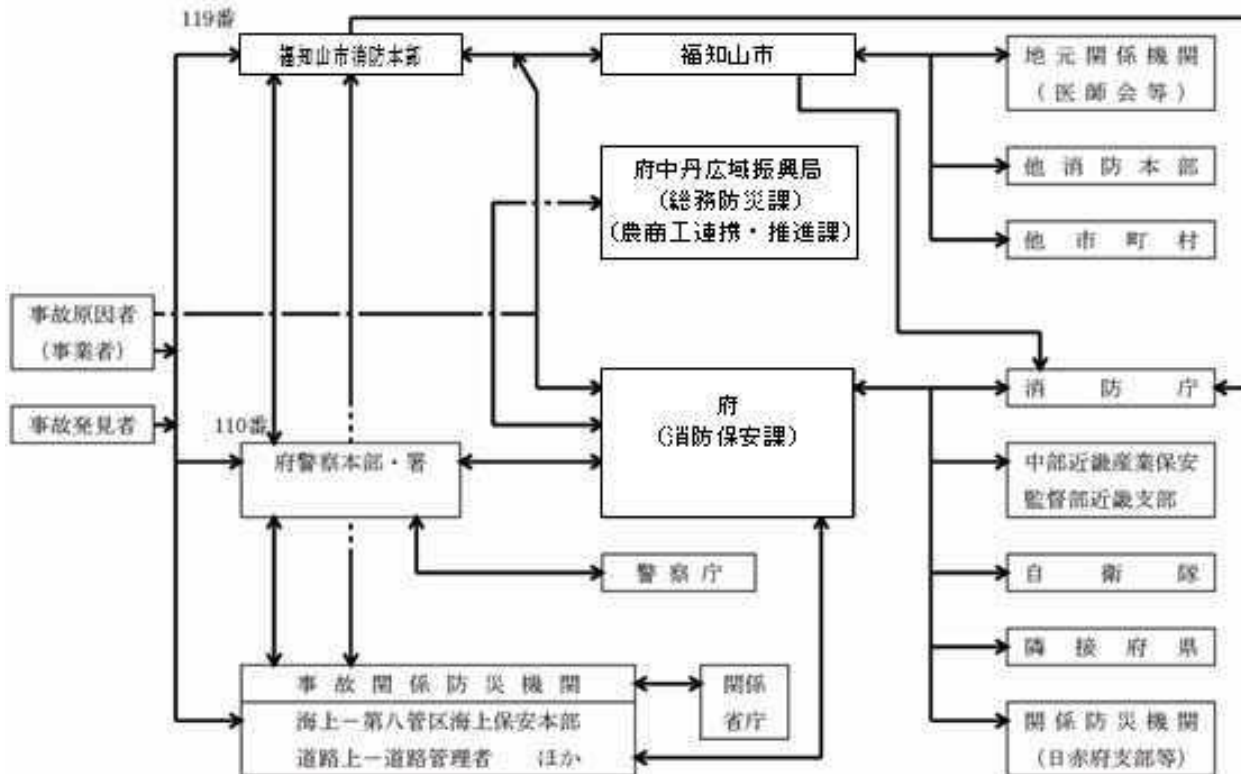
情報連絡系統図

1 危険物事故

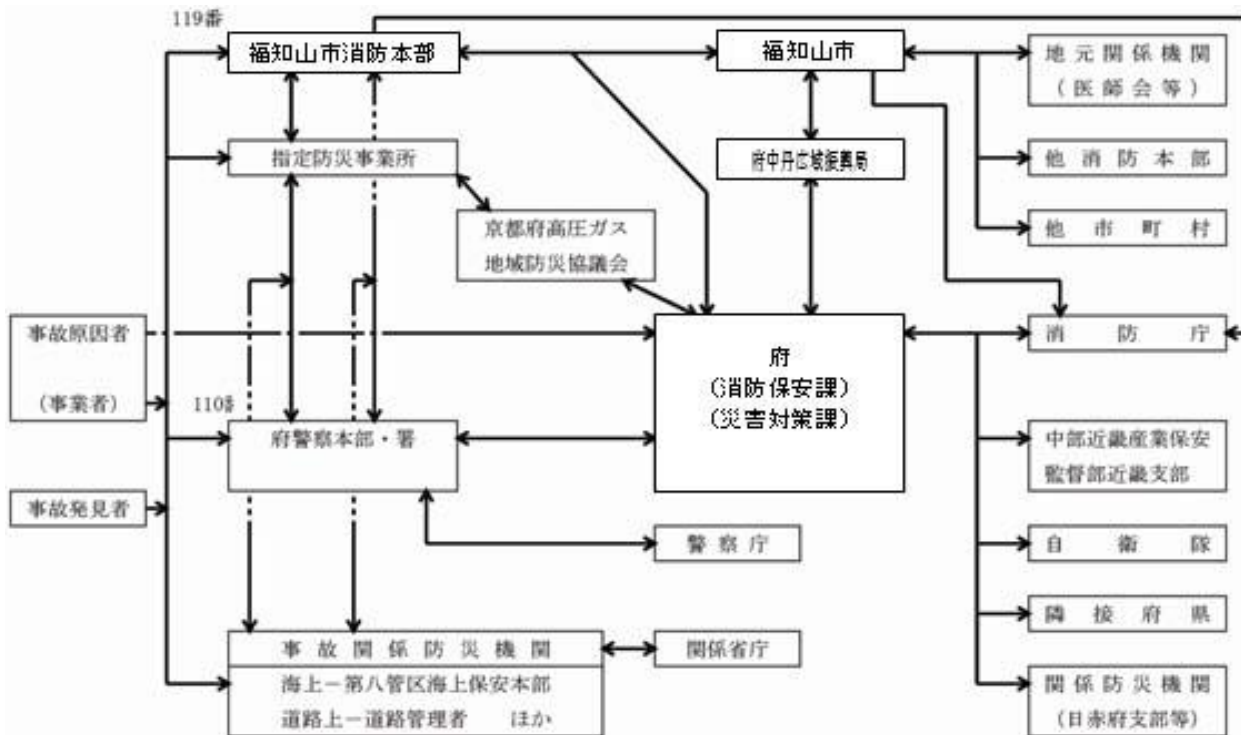


事故対策計画編
 危険物等災害対策計画編
 第2部 予防計画

2 火薬類事故

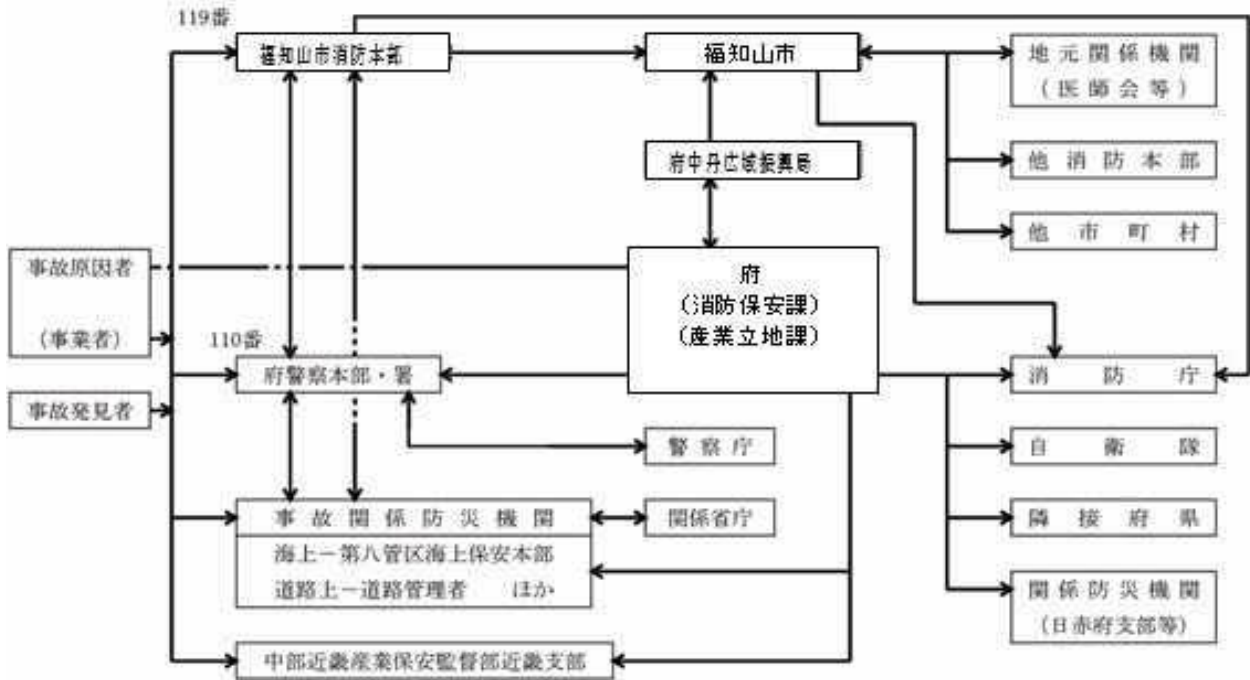


3 高压ガス事故

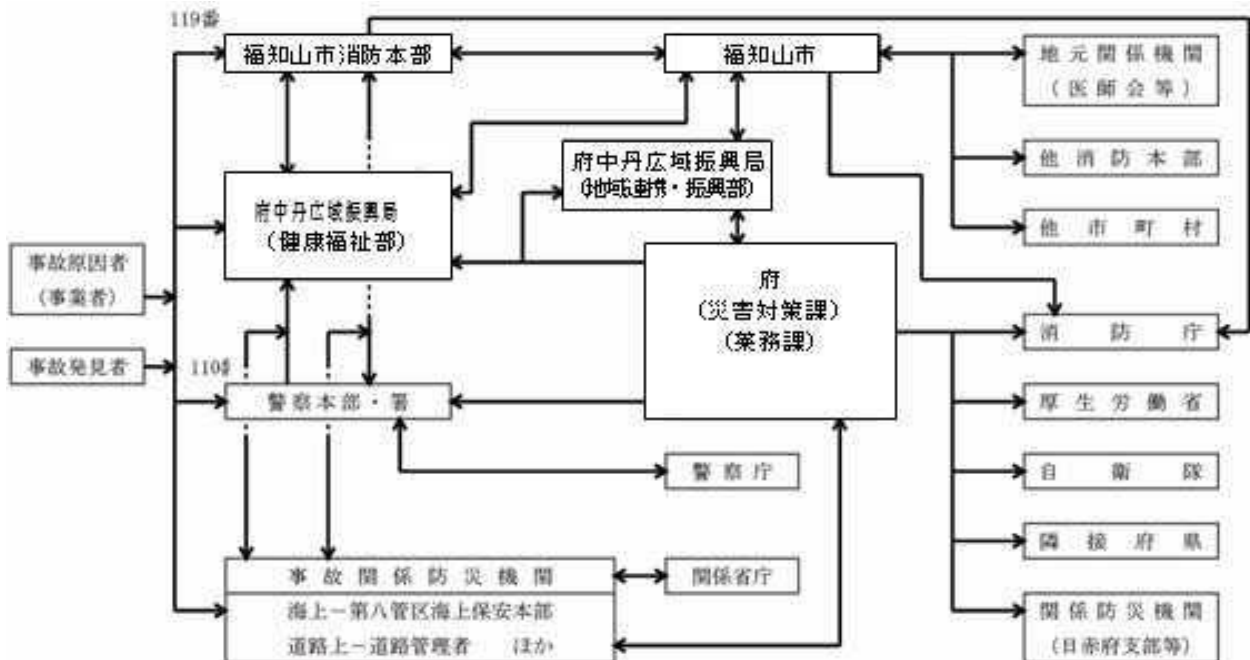


事故対策計画編
 危険物等災害対策計画編
 第2部 予防計画

4 都市ガス等事故

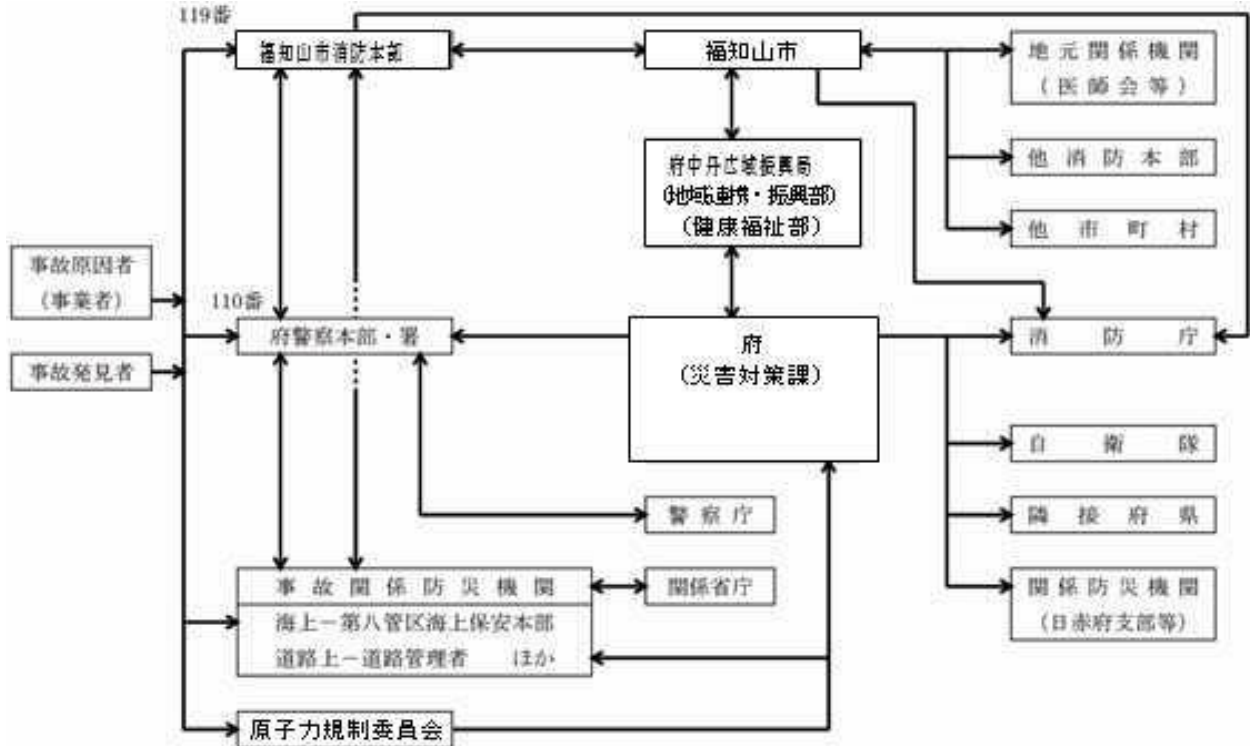


5 毒物・劇物事故



事故対策計画編
危険物等災害対策計画編
第2部 予防計画

6 原子力発電施設以外の放射線障害



第2章 防災活動体制の整備

第1節 職員の体制

事業者と本市、国、京都府等の関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2節 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般編第2部第26章「広域応援体制整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3節 救助及び救急、医療、消火活動体制の整備

第1 救助及び救急活動

本市は、救助工作車、救急車等の車両、応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

第2 医療活動

本市、京都府、日本赤十字社京都府支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

第3 消火活動

消防機関等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。また、消防機関及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄、化学消防車等の整備促進に努める。

第4節 危険物等の流出防除体制の整備

事故対策計画編
危険物等災害対策計画編
第2部 予防計画

本市と京都府等関係防災機関は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう資機材の整備に努める。

第5節 緊急輸送活動体制の整備

- 第1 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。
- 第2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察、近畿地方整備局等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。
- 第3 警察及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。

第6節 避難地及び避難路の整備

- 第1 本市は、大規模収容施設管理者等と連携し、危険物等事故発生現場周辺の住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 第2 避難計画の作成にあたっては、要配慮者に配慮した計画となるようにする。

第3章 危険物等保安措置

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物及び劇物、原子力発電施設以外における放射性物質等による放射線障害に係る事故防止対策については、**一般編第2部第11章「危険物等保安計画」**に定めるところにより、また、都市ガス等に係る事故防止対策については、**一般編2部第15章「電気・ガス・上水道・下水道施設防災計画」**に定めるところにより、危険物等の種類に応じた事故の防止対策を実施するほか、事業者、本市及び京都府等関係防災機関は、次の措置を講ずるものとする。

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

- 第1 事業者は、法令で定める技術基準、自主保安規程等を遵守するとともに、自衛消防組織等の設置、定期点検及び自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。
- 第2 本市と国、京都府等関係防災機関は、その所管する業務に従い、危険物等関係施設に対する立入検査の実施により、施設の安全性の確保に努めるものとする。また、事業者と危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理、危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

第2節 施設及び設備の応急復旧活動

事業者は、施設及び設備の被害状況の把握並びに応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

第3節 防災業務関係者の安全確保

本市と国、京都府等関係防災機関は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

第4節 防災訓練の充実

危険物等事故を想定して、防災体制の強化を図るため、自衛防災組織、消防、警察等関係防災機関が一体となり、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第5節 各種資料の整備・保存

事業者等は、円滑な事故復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備

するよう努める。

第6節 防災知識の普及

国、京都府、市町村等関係防災機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、事業者、住民等に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。

第3部 応急対策計画

第1章 応急対策の活動体制

第1節 福知山市の活動体制

第1 責務

本市は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に被害予防と応急対策を実施する機関として、法令、福知山市地域防災計画の定めるところにより、福知山市危険物等事故対策本部等を設置し、他の市町村、京都府等関係防災機関、区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

- 1 本市は、活動体制、細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項について、危険物等事故の特性を考慮して、所要の規程を整備する。
- 2 危険物等事故が発生した場合に福知山市危険物等事故対策本部等の組織体制を確立するため、本部職員、消防団員等の動員について、伝達系統及び伝達方法をあらかじめ具体的に定めておく。

第2節 京都府の活動体制

京都府は、危険物等事故が発生したときは、状況に応じ、法令並びに「**府一般編**」及び「**府事故対策計画編**」に基づき、機動的な活動体制をとり、関係防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防及び応急対策を速やかに実施するとともに、市町村が処理する被害予防及び応急対策の実施を支援し、かつ、総合調整を行う。

第3節 事業者の活動体制

第1 責務

危険物等事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、京都府、市町村等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

危険物等事故の発生後、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

第4節 関係防災機関の活動体制

第1 責務

日本赤十字社（京都府支部）等関係防災機関は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、国、京都府、市町村等が実施する応急対策に協力する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するために必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集及び伝達）

第1節 被害情報等の収集及び伝達

事故対策計画編
危険物等災害対策計画編
第3部 応急対策計画

被害情報等の収集及び伝達系統は、本編第2部第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

第1 事故原因者等

事故原因者等（事業者）及び事故発見者は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防、警察等関係防災機関にその旨を通報する。

第2 福知山市

本市は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

なお、次に示す危険物等事故が発生した場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

1 危険物等に係る事故

- (1) 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下この項において「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500m²程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの
- (2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ア 海上、河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの
 - イ 大規模タンクからの危険物等の漏えい等

2 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

第3 京都府

1 京都府は、事業者、消防、警察等関係防災機関から受けた情報を、国の危険物等取扱規制担当機関へ連絡するとともに、国の危険物等取扱規制担当機関から受けた情報を、関係防災機関等へ連絡する。

2 京都府は、「府事故対策計画編」及び「京都府防災規程」の定めるところにより、本市及び関係防災機関と緊密に連絡して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。

3 京都府は、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真などにより、早期の情報収集に努める。

第4 警察

警察は、ヘリコプター等からの目視、撮影等により被害規模の把握を行い、警察庁に連絡するとともに、京都府等関係防災機関へ連絡する。

第5 国

国の危険物等取扱規制担当機関は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、その所管する業務に従い、入手した情報を京都府に連絡する。

なお、国の危険物等取扱規制担当機関は、次のとおりである。

- 1 危険物…消防庁
- 2 高圧ガス、都市ガス、火薬類…経済産業省（中部近畿保安監督部近畿支部）
- 3 毒物・劇物…厚生労働省
- 4 原子力発電施設以外の放射線障害…原子力規制委員会

第2節 通信手段の確保

第1 事故発生時の通信連絡

京都府、市町村及び関係防災機関が行う、予報、警報及び情報伝達、被害状況の収集及び報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

第2 非常通信の利用

人命救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回線等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 危険物等事故の拡大防止活動

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物及び劇物、原子力発電施設以外における放射性物質等による放射線障害に係る事故については、**一般編第3部第23章「危険物施設応急対策計画」**に定めるところにより、また、都市ガス等に係る事故については、**一般編第3部第26章「電気・ガス・上下水道施設応急対策計画」**に定めるところにより、危険物等の種類に応じた事故の拡大防止活動を実施するほか、事業者と本市、京都府等関係防災機関は次の措置を講ずるものとする。

第1節 事業者の措置

事業者は、危険物等事故発生時に的確な応急点検及び応急措置を講ずる。

第2節 福知山市、京都府、関係防災機関の措置

本市、京都府、関係防災機関は、その所管する業務に従い、危険物等の流出及び拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第4章 広報及び広聴

広報及び広聴活動は、**一般編第3部第4章「災害広報計画」**によるほか、次のとおりとする。

第1節 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部及び課並びに担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2節 福知山市の広報活動

住民への広報は、おおむね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害の状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民及び被災者に対する協力並びに注意事項
- 6 その他必要と認められる事項

第3節 住民への広報要領

特に、住民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること
- 2 市防災行政無線による広報
- 3 広報番組（テレビ及びラジオ）、広報紙、チラシ及びポスターを利用すること
- 4 インターネット及びメール配信を利用すること

第4節 広聴活動の実施

- 第1 事故原因者等は、現地に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。
- 第2 関係防災機関は、危険物等事故に関する被災地住民、住民、近隣府県民等からの各種の問合せに対して相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第5章 救助、救急及び消火活動

救助及び救急活動は、**一般編第3部第15章**によるほか次に定めるところによるとともに、医療救護活動については、**一般編第3部第13章**の定めるところによる。また、消火活動については**一般編第3部第6章**によるほか次に定めるところによる。

第1節 救助活動

消防機関、警察及び関係防災機関は、危険物等事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に捜索、救助活動を行う。

第1 情報の収集及び共有

消防機関、警察、第八管区海上保安本部並びに京都府及び関係防災機関は、119番通報、110番通報及び118番通報、事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、捜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

第2 消防機関、警察及び第八管区海上保安本部の救助活動

危険物等事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、本市と京都府等に応援要請する。

第2節 救急活動

消防機関は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

第1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、原則として消防機関が行い、必要に応じて「**京都府消防広域応援基本計画**」によって支援を要請する。

第2 医療機関等の連携

本市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、負傷者の応急手当て等を行う。また、消防機関は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3節 消火活動

消防機関、事業者の自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うものとする。

第6章 避難対策

危険物等事故発生時の市町村等が行う避難指示等については、**一般編第3部第8章**によるほか、次のとおりとする。

第1節 避難誘導の実施

本市は、人命の安全を第一に、避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2節 避難場所の開設及び運営管理

本市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

第7章 交通及び輸送対策

危険物等事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、**一般編第3部第19章**及び**第20章**によるほか、次のとおりとする。

第1節 交通規制対策

第1 道路交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、交通規制を実施した場合は、直ちに京都府危険物等事故対策本部等に連絡する。

- 1 警察本部長は、危険物等事故が発生し、又は発生しようとしている場合、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。
- 2 道路管理者は、道路の破損欠壊、その他の事由により、道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2節 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長において行う。

なお、その手続きについては、**一般編第3部第19章「輸送計画」**の定めるところによる。

第8章 環境保全対策

第1節 方針

危険物等事故により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、住民の健康と生活

事故対策計画編
危険物等災害対策計画編
第3部 応急対策計画

環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第2節 環境影響の応急及び拡大防止措置

第1 福知山市の施策

- 1 環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通報する。
- 2 住民の生命、身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- 3 その他、京都府の行う施策に協力する。

第2 京都府の施策

京都府は、市町村が行う住民等への通報、指示等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、次の施策を行う。

- 1 関係防災機関等へ通報する。
- 2 住民の生命、身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導について、市町村に依頼又は指示する。
- 3 環境影響調査（大気、水質、動植物等）を実施する。

第4部 災害復旧計画

危険物等事故の災害復旧計画は、**一般編第4部**に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1章 復旧事業計画の作成

関係防災機関は、被災した施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、国又は京都府が費用の一部又は全部を負担若しくは補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2章 復旧完了予定時期の明示

関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

大規模火災対策計画編

第1部 総則

第1章 計画の目的

この計画は、大規模な火災（林野火災、交通機関の火災を除く。以下この大規模火災対策計画編において同じ。）により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この大規模火災対策計画編において「大規模火災」という。）に、消火活動、捜索活動、救助及び救急活動、医療活動等を行うため、本市、国、京都府等関係防災機関が、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、大規模火災とは、おおむね消防庁「火災・災害等即報要領」の即報基準に相当するものとする。また、この計画に特別の定めのない事項については、一般編に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

本計画は毎年検討を加え、必要があると認めたときは速やかに修正するものとする。

第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

大規模火災対策に関し、防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、**一般編第1部第7章**に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 福知山市

- 1 火災状況の実態の把握、的確な情報の収集、関係防災機関への連絡通報
- 2 関係防災機関との調整
- 3 負傷者の救出及び救護（搬送及び収容）
- 4 負傷者の身元確認
- 5 火災拡大防止のための消火その他消防活動
- 6 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒、付近住民に対する避難の指示
- 7 京都府又は他の市町村等に対する応援要請

第2 京都府

- 1 的確な情報収集、関係防災機関への通報
- 2 被害の状況に応じた大規模火災警戒体制又は大規模火災対策本部・支部の設置
- 3 関係防災機関への協力要請
- 4 関係防災機関との連絡調整
- 5 京都府救護班の出動
- 6 日本赤十字社京都府支部、一般社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対

する活動の要請

第3 京都府警察

- 1 関係防災機関との連携の強化
- 2 被害情報の収集、被害実態の把握
- 3 被災者の救出救助
- 4 避難誘導、立入禁止区域の設定、交通規制
- 5 火災現場及び周辺の警戒警備
- 6 遺体の検視、調査、身元確認等
- 7 行方不明者の捜索
- 8 その他火災対策に必要な警察活動

第4 近畿地方整備局

- 1 平成17年6月14日締結の「災害時応援に関する申し合わせ」に基づく応援

第5 その他関係防災機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）

- 1 所管の応急対策の実施
- 2 京都府、市町村等との協力及び連携

第4章 広域的な活動体制

本市は、平常時から国、京都府等の関係防災機関との連絡を密にし、大規模火災発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

なお、京都府は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」、「京都府消防広域応援基本計画」、「京都府緊急消防援助隊受援計画」等による相互応援体制の一層の連携強化に努め、協定に基づく施策の推進を図るものとする。

第2部 予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 災害に強いまちの形成

本市は京都府と連携し、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設、防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震及び不燃化、水面及び緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水、雨水、下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

第2節 消防用設備等の整備、維持管理

本市は京都府と連携し、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等の事業者に対し、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど、適正な維持管理に努めるよう指導を行う。

第3節 建築物の防火管理体制

本市は京都府と連携し、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等の事業者に対し、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うよう指導するなど、防火管理体制の充実を図る。

第4節 建築物の安全対策の推進

本市は京都府と連携し、高層建築物、地下街等の事業者に対し、避難経路、火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料及び防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などについて指導するなど、火災安全対策の充実を図る。

第2章 情報連絡体制の整備

第1節 情報収集及び連絡体制の整備

本市、京都府、消防機関等の関係防災機関は、大規模火災が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等の防止及び地域住民の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。(情報連絡系統図のとおり)

第2節 情報通信手段の整備

本市、京都府、消防機関等の関係防災機関は、**一般編第2部第2章「情報連絡通信網の整備計画」**に基づき、大規模火災が発生した場合の情報通信手段の確保に努める。

第3節 情報の分析及び整理

本市、京都府、消防機関等の関係防災機関は、平常時より、自然情報、社会情報等防災関連情

報の収集及び蓄積に努める。

本市、京都府、消防機関等は、集約した情報を分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、集約した情報を的確に分析整理する。

第4節 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、**一般編第2部第1章「気象予警報等の伝達計画」**に基づき、気象情報、火災気象通報等を適時かつ的確に発表する。

市長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下この大規模火災対策計画編において「火災警報」という。）を発表することができる。

市長は火災警報を発表したときは、火災予防上必要な措置を取らなければならない。

第3章 防災活動体制の整備

第1節 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じ応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2節 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、**一般編第2部第26章「広域応援体制整備計画」**によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3節 救助、救急、医療及び消火活動体制の整備

第1 救助及び救急活動

本市は、救助工作車、救急車等の車両、応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

第2 医療活動

本市、京都府、日本赤十字社京都府支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

第3 消火活動

本市と消防機関等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

第4節 施設及び設備の整備

本市、京都府、関係防災機関等は、大規模火災が発生した場合に、的確な防御活動を行うことができるよう資機材等の施設及び設備の整備に努める。

第5節 緊急輸送活動体制の整備

第1 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。

第2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察、近畿地方整備局等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

第3 警察及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。

第6節 避難地及び避難路の整備

第1 本市は、大規模収容施設管理者等と連携し、大規模火災から住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。

事故対策計画編
大規模火災対策計画編
第2部 予防計画

第2 避難計画の作成にあたっては、要配慮者に配慮した計画となるようにする。

第7節 防災知識の普及

本市、京都府、消防機関等の関係防災機関は、**一般編第2部第17章「防災知識普及計画」**に定めるところによるほか、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し大規模火災発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及啓発を行う。

第4章 消防機関等の措置

本市、京都府、消防機関等の関係防災機関は、**一般編第2部第12章「消防組織整備計画」**に定めるところによるほか、次のとおりとする。

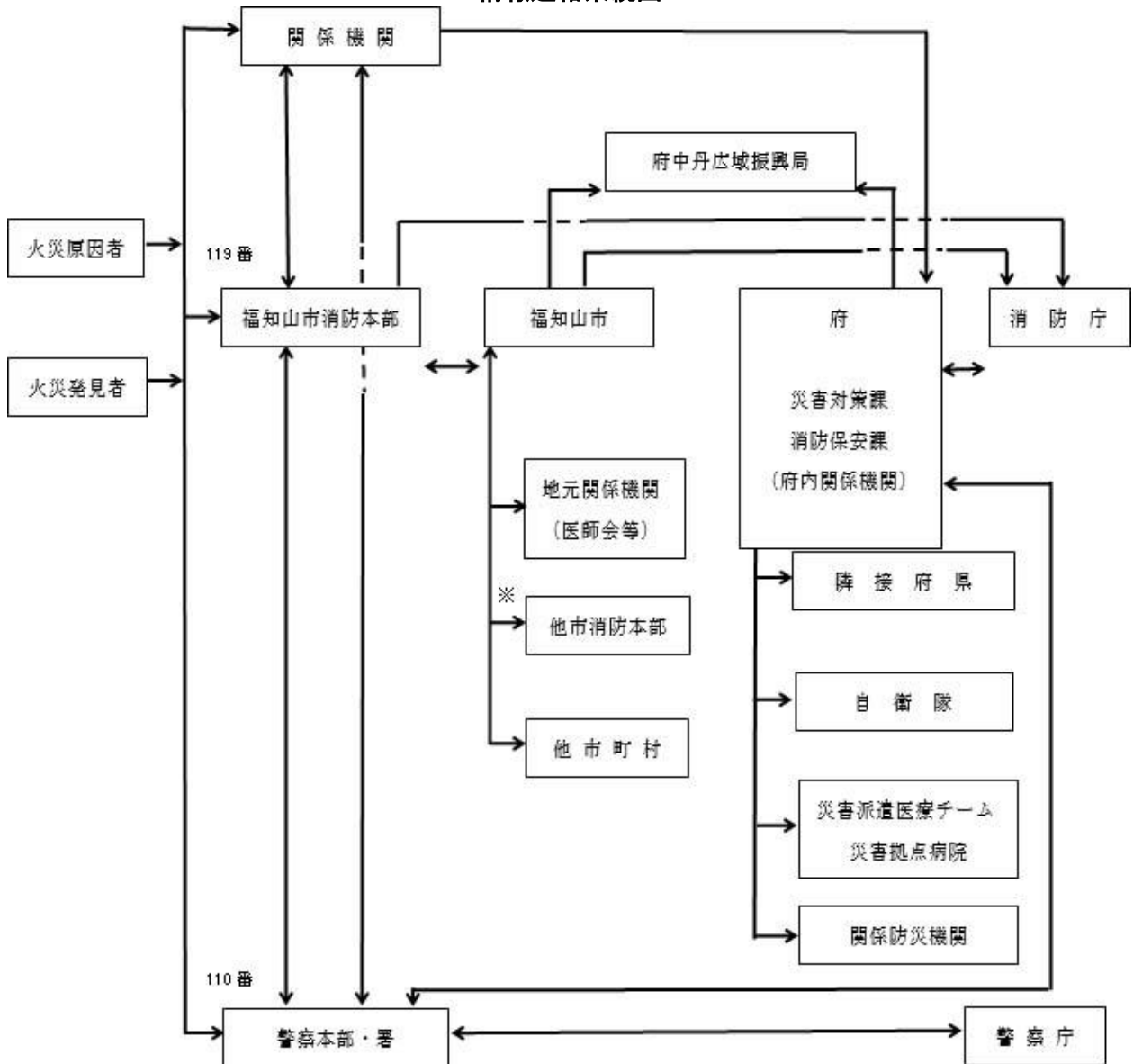
第1節 消防水利

防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により消防水利の多様化を図るとともに、その適正配置に努める。また、耐震性のある消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図る。

第2節 資機材整備

消防用機器、資機材等の整備を促進する。

情報連絡系統図



※ 京都府消防広域応援基本計画に基づいて、情報連絡を行う。

第3部 応急対策計画

第1章 応急対策の活動体制

第1節 福知山市の活動体制

第1 責務

本市は、本市の区域において大規模火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防と応急対策を実施する機関として、法令、福知山市地域防災計画の定めるところにより、福知山市大規模火災対策本部等を設置し、他の市町村、京都府等関係防災機関、区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

- 1 本市は、活動体制、細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項について、火災の特性を考慮して所要の規程を整備する。
- 2 大規模火災が発生した場合に、福知山市大規模火災対策本部等の組織体制を確立するため、本部職員、消防団員等の動員について、伝達系統及び伝達方法をあらかじめ具体的に定めておく。

第2節 京都府の活動体制

第1 責務

京都府は、大規模火災が発生したときは、状況に応じ、法令並びに「**府一般編**」及び「**府事故対策計画編**」に基づき、次のような機動的な活動体制をとり、関係防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防及び応急対策を速やかに実施するとともに、市町村等が処理する被害予防及び応急対策の実施を支援し、かつ、総合調整を行う。

第2 活動体制

京都府地域防災計画一般編第3編第1章第2節第6「事故（警戒）対策本部の設置」によるほか、**事故対策編**のとおりとする。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集及び伝達）

大規模火災が発生した場合の関係防災機関が行う被害情報等の収集・伝達については、**一般編第3部第3章**によるほか、次のとおりとする。

第1節 被害情報等の収集及び伝達

被害情報等の収集及び伝達系統は、本編第2部第1章「情報連絡系統図」のとおりである。

第1 火災原因者等

火災原因者及び火災発見者は、火災を発見した場合は、消防機関、警察機関等関係機関に火災状況等を通報するとともに、初期消火に努める。

第2 福知山市

本市において大規模火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、本計画の定めるところにより、速やかにその状況をとりまとめて、知事（京都府大規模火災対策本部長等）に報告するものとする。

第3 京都府

事故対策計画編
大規模火災対策計画編
第3部 応急対策計画

- 1 京都府は、大規模火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、「**府事故対策計画編**」及び「**京都府防災規程**」の定めるところにより、市町村及び関係防災機関と緊密に連絡して、市町村別にその被害状況をまとめる。また、その被害状況を消防庁及び必要に応じ関係省庁へ報告する。
- 2 京都府は、早期に火災に係る被害の状況を把握するため、市町村等関係防災機関からの情報収集に努める。
- 3 京都府は、必要に応じ、収集した情報を他の関係防災機関、隣接府県等関係者に提供する。
- 4 京都府は、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、火災現場で撮影された被害状況の写真などにより、早期の情報収集に努める。
- 5 京都府は、必要に応じ、近畿地方整備局等に所属するヘリコプターの出動を要請し、早期の情報収集に努める。

第4 警察

警察は、ヘリコプター等からの目視、撮影等により被害規模の把握を行い、警察庁に連絡するとともに、京都府等関係防災機関へ連絡する。

第2節 通信手段の確保

- 1 火災発生時の通信連絡
被害情報等の収集及び伝達は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。
- 2 非常通信の利用
人命救助、災害の救援等のため、防災行政無線、有線回線等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報及び広聴

広報及び広聴活動は、**一般編第3部第4章「災害広報計画」**によるほか、次のとおりとする。

第1節 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部及び課並びに担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2節 福知山市の広報活動

住民への広報は、おおむね次のような項目について行う。

- 1 火災の発生日時及び場所
- 2 被害の状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難指示の状況
- 6 住民及び被災者に対する協力並びに注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3節 住民への広報要領

特に、住民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、火災の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること
- 2 市防災行政無線による広報

- 3 広報番組（テレビ及びラジオ）、広報紙、チラシ及びポスターを利用すること
- 4 インターネット及びメール配信を利用すること

第4節 広聴活動の実施

関係防災機関は、大規模火災に関する、被災地住民、住民、近隣府県民等からの各種の問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 消火活動

関係防災機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うほか、次のとおりとする。

第1節 消火活動

大規模火災の消火活動は火災の規模、火勢の状況を判断して、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行うものとする。

消火活動の指示については、火災発生地域全般の状況を十分掌握し、特に危険のない位置での消火活動を行うよう指示するものとする。

火災を鎮圧し延焼の心配のなくなった地域においても、風などの影響により再燃させる危険性があるため、危険箇所の残火処理を行い、再発防止に努めるものとする。

第2節 広域応援体制の確保

本市の消防力の全力をあげても大規模火災への対応が困難な場合には、広域消防相互応援協定に基づき、施設や人員等の活用によって、広域的な対応を図り、火災の防除と被害の軽減を図る。

広域消防相互応援協定によっても対応できないと判断した場合は、京都府緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。

緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても消防活動に対応できない場合は、京都府は、自衛隊災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。

第5章 救助及び救急活動

救助及び救急活動は、**一般編第3部第15章**によるほか本計画に定めるところにより、また、医療救護活動については、**一般編第3部第13章**の定めるところによる。

第1節 救助活動

消防機関及び警察は、救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

第1 情報の収集及び伝達

消防機関及び警察は、発見者からの119番、110番通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制や立入規制等の体制を整え、収集した被害情報を京都府及び関係防災機関に連絡する。

第2 応援要請

火災の規模及び態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

事故対策計画編
大規模火災対策計画編
第3部 応急対策計画

広域消防相互応援協定によっても対応できないと判断した場合は、京都府緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。

緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても消防活動に対応できない場合は、京都府は、自衛隊災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。

第2節 救急活動

消防機関は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

第1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、原則として消防機関が行い、必要に応じて「**京都府消防広域応援基本計画**」によって支援を要請する。

第2 医療機関等との連携

本市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて火災現場に救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。また、消防機関は、救急医療情報システムを活用して、搬送先医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3節 災害派遣医療チームの派遣要請

第1 本市は、火災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められる場合は、京都府に対して災害派遣医療チームの派遣を要請する。京都府は、市町村等からの派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、あらかじめ定めた医療機関に対して、被災市町村へ災害派遣医療チームを派遣するよう指示する。

第2 災害派遣医療チームは、火災現場における医療措置、現場付近等に所在する医療機関の支援、患者輸送等を行うものとする。また、こうした活動に必要な資機材を携行する。

第6章 避難対策

大規模火災発生時の本市が行う避難指示等については、**一般編第3部第8章**によるほか、次のとおりとする。

第1節 避難誘導の実施

本市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2節 避難場所等の開設及び運営管理

本市は、必要に応じ避難場所等を開設し、住民等に周知するものとする。

この際、避難場所等における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3節 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所等においては、要配慮者に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第7章 交通対策及び輸送対策

大規模火災発生時の輸送体制の確立及び交通規制等については、**一般編第3部第19章**及び**第20章**によるほか、次のとおりとする。

第1節 道路交通規制

- 1 公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。
- 2 道路管理者は、大規模火災による道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行うものとする。

第2節 緊急輸送活動

火災現場の地形等により地上からの輸送が困難な場合は、必要に応じてヘリコプターを活用するなど効率的な搬送に努める。また、緊急通行車両の確認は、警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長において行う。

なお、その手続きについては、**一般編第3部第19章「輸送計画」**に定めるところによる。

第4部 災害復旧計画

大規模火災の災害復旧計画は、**一般編第4部**に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1章 復旧事業計画の作成

本市は、関係防災機関と協力し、大規模火災による被害状況、発生原因を考慮して復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、国又は京都府が費用の一部又は全部を負担若しくは補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2章 防災まちづくり

本市は京都府と連携し、再度の災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。防災まちづくりにあたっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐災化等、建築物や公共施設の不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。

第3章 復旧完了予定時期の明示

本市関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

林野火災対策計画編

第1部 総則

第1章 計画の目的

この計画は、森林、原野及び牧野における火災が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この事故対策計画編において「林野火災」という。）に、消火活動、捜索活動、救助及び救急活動、医療活動を図るため、本市、国、京都府等関係防災機関並びに森林管理者等が、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に特別の定めのない事項については、「一般編」、「福知山市林野火災活動要領」に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

本計画は毎年検討を加え、必要があると認めたときは速やかに修正するものとする。

第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

林野火災対策に関し、防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、**一般編第1部第7章**に定めるところによるほか次のとおりとする。

第1 福知山市

- 1 事故状況の実態の把握、的確な情報の収集、関係防災機関への連絡通報
- 2 関係防災機関との調整
- 3 負傷者の救出及び救護（搬送及び収容）
- 4 負傷者並びに遺体の身元確認
- 5 火災拡大防止のための消火その他消防活動
- 6 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒、付近住民に対する避難の指示
- 7 京都府又は他の市町村等に対する応援要請

第2 京都府

- 1 的確な情報収集、関係防災機関への通報
- 2 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- 3 関係防災機関への協力要請
- 4 関係防災機関との連絡調整
- 5 京都府救護班の出動
- 6 日本赤十字社京都府支部、社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

第3 京都府警察

- 1 関係防災機関との連携の強化

事故対策計画編
林野火災対策計画編
第1部 総則

- 2 災害状況の収集、被害実態の把握
 - 3 避難誘導、立入禁止区域の設定、交通規制
 - 4 災害現場、周辺の警戒警備
 - 5 遺体の検視、調査、身元確認等
 - 6 行方不明者の捜索
 - 7 その他事故災害に必要な警察活動
- 第4 その他関係防災機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）
- 1 所管の応急対策の実施
 - 2 京都府、市町村等との協力及び連携

第4章 広域的な活動体制

本市は、平常時から国、京都府等の関係防災機関との連絡を密にし、林野火災発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

なお、京都府は、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」による相互応援体制の一層の連携強化に努め、協定に基づく施策の推進を図るものとする。

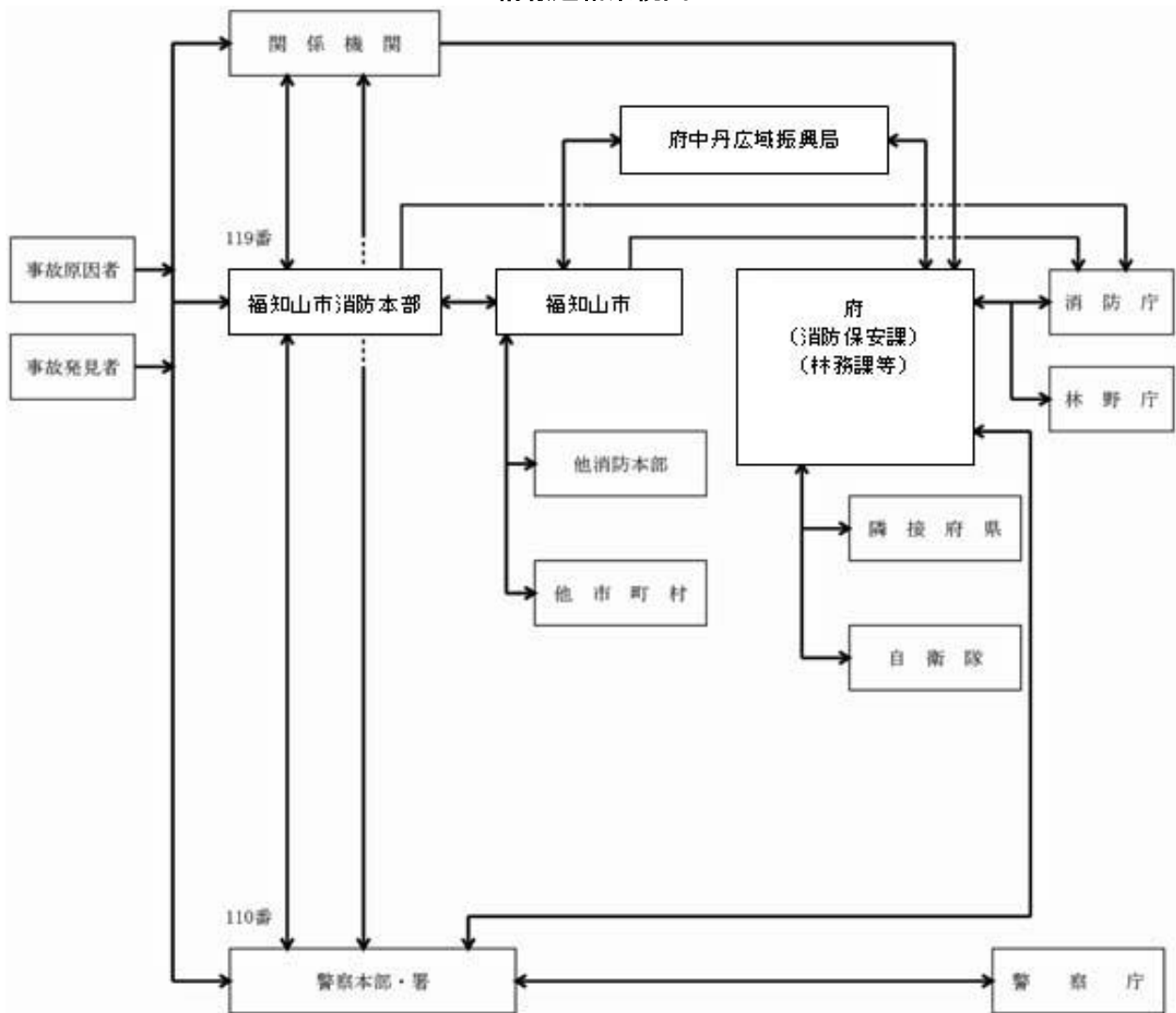
第2部 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1節 情報収集及び連絡体制の整備

本市、京都府、消防機関等の関係防災機関は、林野火災が発生した場合に、被害の拡大等の防止を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。(情報連絡系統図のとおり)

情報連絡系統図



第2節 情報通信手段の整備

本市、京都府、消防機関等の関係防災機関は、**一般編第2部第2章「情報連絡通信網の整備計画」**に基づき、林野火災が発生した場合の情報通信手段の確保に努める。

第3節 情報の分析及び整理

本市、京都府、消防機関等の関係防災機関は、平常時より、自然情報、社会情報等防災関連情報の収集及び蓄積に努める。

本市、京都府、消防機関等は、集約した情報を分析、整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、集約した情報を的確に分析整理する。

第4節 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、**一般編第2部第1章「気象予警報等伝達計画」**に基づき、気象情報及び火災気象通報等を適時かつ的確に発表する。

市長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下この事故対策計画編において「火災警報」という。）を発表することができる。

市長は火災警報を発表したときは、林野火災予防上必要な措置を取らなければならない。

第2章 防災活動体制の整備

第1節 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2節 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、**一般編第2部第26章「広域応援体制整備計画」**によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3節 救助、救急及び医療活動体制の整備

第1 救助及び救急活動

本市は、救助工作車、救急車等の車両、応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

第2 医療活動

本市、京都府、日本赤十字社京都府支部は、負傷者が大人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

第4節 施設及び設備の整備

本市、京都府、関係防災機関等は、林野火災が発生した場合に、的確な防御活動を行うことができるよう資機材等の施設及び設備の整備に努める。

第5節 緊急輸送活動体制の整備

第1 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。

第2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察等は、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

第3 警察及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。

第6節 避難地及び避難路の整備

第1 本市は、大規模収容施設管理者等と連携し、林野火災から住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。

第2 避難計画の作成にあたっては、要配慮者に配慮した計画となるようにする。

第7節 防災知識の普及

本市、京都府、消防機関等の関係防災機関は、**一般編第2部第17章「防災知識普及計画」**に定めるところによるほか、入山者、林内作業等に対する指導、啓発、監視等を行う。

第3章 消防機関等の措置

本市、京都府、消防機関等の関係防災機関は、**一般編第2部第12章「消防組織整備計画」**に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1節 消防水利

防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により消防水利の多様化を図るとともに、その適正配置に努める。また、耐震性のある消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図る。

第2節 空中消火

ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターの整備、広域航空応援体制の整備、活動拠点の整備等を積極的に実施できる体制づくりを推進する。

第3節 資機材整備

空中消火用資機材、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機器・資機材の整備を促進する。建物関係の防御対策と異なり、森林管理者等を含めた部隊の編成、出動、防御及び必要資機材等の運搬補給についての対策を図る。

第4節 防火知識の普及

第1 入山者に対する措置

林業関係者、林野周辺住民、登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるタバコ等の不始末による火災を防止するために必要な防火知識の啓発等の措置をとるものとする。

第2 啓発活動

標識板、立て看板の設置や簡易防火用水を設置するなど、防火思想の普及と初期消火に対応するための設備の配備を促進する。

なお、住民への啓発は、多発期や休日前に重点的に行うなど、林野火災の発生傾向等に十分留意する。

第4章 関係機関の措置

関係機関は、林野火災の発生に備え、自主的に予防対策を行うよう努めるとともに、次の措置を講ずるものとする。

第1節 気象情報

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるので、気象予警報等を的確に把握し、予防に万全を期するものとする。

第2節 巡回監視

林野火災発生の危険性の高い期間、入山者の多い地域、開発行為の多い地域を重点に森林保全推進員を活用し、指導、啓発、監視等を行い、林野火災の予防と乱開発の防止に努めるものとする。

第3節 入山者・林内作業者に対する措置

林野火災の原因は、タバコ、焚火等の不始末など入山者の不注意によるもの、又は火入れ等林内作業時における不用意な火の取扱いによるものが主因であるので、この予防を図るため、次のとおり措置するものとする。

第1 入山者等に対する措置

登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるタバコ等の不始末による火災を防止するため、次のような措置をとるものとする。

- 1 火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。
- 2 みだりに火を焚くものに対する警告、取締りを行う。
- 3 観光関係者による防火思想の啓発を図る。

第2 林内作業者に対する措置

林内において事業を営むものは、次の体制をとるものとする。

- 1 林内作業者は、火気責任者を定め事業区域内に巡視員を配置すること。
- 2 事業箇所には火気責任者の指定する喫煙所並びに焚火箇所を設け標識及び消火設備を完備する。
- 3 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め関係機関との連絡の万全を図ること。

第3 火入れ作業等に対する措置

- 1 火入れをしようとする者は、森林法第21条に基づき、市長の許可を受けたのち、防火の設備をし、火入れをしようとする森林又は土地の周囲1キロメートルの範囲にある立竹木の所有者又は管理者にその旨通知しなければならない。
- 2 市長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のため人員配置、防火線の配置等について明確に指示すること。

第4節 陸上自衛隊施設周辺の措置

本市及び陸上自衛隊は、陸上自衛隊施設内外における万が一の林野火災の発生に備え、消防隊の進入路や近隣住民等の避難路等を確保するための道路及び消防施設等を連携して整備する。

第1 対象とする陸上自衛隊施設

対象とする陸上自衛隊施設は、**資料編第9章—他2「林野火災対策において対象とする陸上自衛隊施設」**に定める。

第2 対象とする路線

対象とする路線は、**資料編第9章—他3「陸上自衛隊施設周辺の路線一覧」**に定める。

第5節 林野火災消防対策

平常時より次の事項に留意し、林野火災発生の際には消防機関の積極的な協力を求め早期消火を図るものとする。

- 1 消火組織の整備
- 2 林野火災消火訓練
- 3 消火資機材の整備

第3部 応急対策計画

第1章 応急対策の活動体制

第1節 福知山市の活動体制

第1 責務

本市は、本市の区域又は近隣の林地において林野火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防と応急対策を実施する機関として、法令、福知山市地域防災計画の定めるところにより福知山市林野火災対策本部等を設置し、他の市町村、京都府等関係防災機関、区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

- 1 本市は、活動体制及び細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項について、林野火災の特性を考慮して、所要の規程を整備する。
- 2 林野火災が発生した場合に、福知山市林野火災対策本部等の組織体制を確立するため、本部職員、消防団員等の動員について、伝達系統及び伝達方法をあらかじめ具体的に定めておく。

第2節 京都府の活動体制

第1 責務

京都府は、林野火災が発生したときは、状況に応じ、法令並びに「府一般編」及び「**府事故対策計画編**」に基づき、次のような機動的な活動体制をとり、関係防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防及び応急対策を速やかに実施するとともに、市町村が処理する被害予防及び応急対策の実施を支援し、かつ、総合調整を行う。

第2 活動体制

活動体制は、**京都府地域防災計画一般計画編第3編第1章第2節第6「事故（警戒）対策本部の設置**」によるほか、**事故対策編**のとおりとする。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集及び伝達）

林野火災が発生した場合の関係防災機関が行う被害情報等の収集及び伝達については、**一般編第3部第3章**によるほか、次のとおりとする。

第1節 被害情報等の収集及び伝達

被害情報等の収集及び伝達系統は、本編第2部第1章「情報連絡系統図」のとおりである。

第1 火災原因者等

火災原因者及び火災発見者は、林野火災を発見した場合は、京都府、市町村、消防機関、警察機関等関係防災機関に、火災状況等を連絡する。

第2 福知山市

本市において林野火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、知事（京都府林野火災対策本部長等）に報告するものとする。

第3 京都府

事故対策計画編
林野火災対策計画編
第3部 応急対策計画

- 1 京都府は、林野火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、「**府事故対策計画編**」及び「**京都府防災規程**」の定めるところにより、本市及び関係防災機関と緊密に連絡して、市町村別にその被害状況をまとめる。また、その被害状況を消防庁及び必要に応じ関係省庁へ報告する。
- 2 京都府は、早期に林野火災に係る被害の状況を把握するため、市町村等関係防災機関からの情報収集に努める。
- 3 京都府は、収集した情報を、他の関係防災機関、関係団体、隣接府県等関係者に提供する。
- 4 京都府は、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真などにより、早期の情報収集に努める。

第2節 通信手段の確保

- 1 火災発生時の通信連絡
被害情報等の収集及び伝達は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。
- 2 非常通信の利用
人命救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回線等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報及び広聴

広報及び広聴活動は、**一般編第3部第4章「災害広報計画」**によるほか、次のとおりとする。

第1節 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部及び課並びに担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2節 福知山市の広報活動

住民への広報は、おおむね次のような項目について行う。

- 1 火災の発生日時及び場所
- 2 被害の状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難指示の状況
- 6 住民及び被災者に対する協力並びに注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3節 住民への広報要領

特に、住民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、火災の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること
- 2 市防災行政無線による広報
- 3 広報番組（テレビ及びラジオ）、広報紙、チラシ及びポスターを利用すること
- 4 インターネット及びメール配信を利用すること

第4節 広聴活動の実施

関係防災機関は、林野火災に関する被災地住民、住民、近隣府県民等からの各種の問合せに対

して相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 消火活動

関係防災機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。消火活動の要領については「林野火災活動要領」による。

第1節 消火活動

第1 地上消火活動

林野火災の消火活動は火災の規模、火勢の状況を判断して、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行うものとする。

消火活動の指示については、火災発生地域全般の状況を十分掌握し、特に危険のない位置での消火活動を行うよう指示するものとする。

火災を鎮圧し延焼の心配のなくなった地域においても、風などの影響により焼損木から再燃させる危険性が大きいため、危険箇所の残火処理を行い、再発防止に努めるものとする。

第2 空中消火活動

本市、消防機関等は、京都府、他市町村、自衛隊等と連携しヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努めるものとする。

なお、ヘリコプターによる空中消火の実施にあたっては次の事項に留意して行うものとする。

- 1 ヘリコプターの要請
- 2 空中消火基地
- 3 空中消火用資機材

京都府が備蓄している空中消火用資機材に係る運用については、「**京都府林野火災用空中消火資機材管理要綱**」により取り扱うものとする。

第2節 広域応援体制の確保

本市の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難な場合には、広域消防相互応援協定に基づき、施設、人員及びヘリコプター等の活用によって、広域的な対応を図り、火災の防御及び被害の軽減を図る。

広域消防相互応援協定によっても対応できないと判断した場合は、京都府緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。

緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても消防活動に対応できない場合は、京都府は、自衛隊災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。

第5章 救助及び救急活動

救助及び救急活動は、**一般編第3部第15章**によるほか本計画に定めるところにより、また、医療救護活動については、**一般編第3部第13章**の定めるところによる。

第1節 救助活動

消防機関等は、林野火災に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動

を行う。

第1 情報の収集及び伝達

消防機関及び警察は、発見者からの119番、110番通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制や立入規制、避難誘導等の体制を整え、収集した被害情報を京都府及び関係防災機関に連絡する。

第2 応援要請

林野火災の規模及び態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第2節 救急活動

消防機関は、負傷者に迅速で的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

第1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、原則として消防機関が行い、必要に応じて「**京都府消防広域応援基本計画**」によって支援を要請する。

第2 医療機関等との連携

本市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。また、消防機関は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第6章 避難対策

林野火災発生時の本市が行う避難指示等については、**一般編第3部第8章**によるほか、次のとおりとする。

第1節 避難誘導の実施

本市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2節 避難場所の開設及び運営管理

本市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

第7章 交通対策及び輸送対策

林野火災発生時の輸送体制の確立及び交通規制等については、**一般編第3部第19章**及び**第20章**によるほか、次のとおりとする。

第1節 道路交通規制

警察本部長は、消火活動等が円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の通行を禁止する等交通規制を行うものとする。

道路管理者は、林野火災による道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認

事故対策計画編
林野火災対策計画編
第3部 応急対策計画

められる場合、通行の禁止及び規制を行うものとする。

第2節 緊急輸送活動

火災現場の地形等により地上からの輸送が困難な場合は、必要に応じてヘリコプターを活用するなど効率的な搬送に努める。

第4部 災害復旧計画

林野火災の災害復旧計画は、**一般編第4部**に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1章 復旧事業計画の作成

本市は、関係防災機関と協力し、林野火災による被害状況、発生原因を考慮して復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、国又は京都府が費用の一部又は全部を負担若しくは補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2章 復旧完了予定時期の明示

本市関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

広域停電事故対策計画編

第1部 総則

第1章 計画の目的

この計画は、広域的に発生した停電事故により、多数の住民の生活に支障をきたす災害が発生した場合（以下この事故対策計画編において「広域停電事故」という。）に、発生の原因となった施設等の復旧、救助及び救急活動、医療活動を図るため、本市、国、京都府等関係防災機関、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社が、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に特別の定めのない事項については、「**一般編**」に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

本計画は毎年検討を加え、必要があると認めたときは速やかに修正するものとする。

第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

広域停電事故対策に関し、防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、**一般編第1部第7章**に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 福知山市

- 1 事故状況の実態の把握、的確な情報の収集、関係防災機関への連絡通報
- 2 関係防災機関との調整
- 3 二次災害防止のための活動
- 4 付近住民に対する情報提供
- 5 京都府又は他の市町村等に対する応援要請

第2 京都府

- 1 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- 2 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- 3 関係防災機関への協力要請
- 4 関係防災機関との連絡調整
- 5 京都府救護班の出動
- 6 日本赤十字社京都府支部、社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

第3 京都府警察

- 1 関係防災機関との連携の強化
- 2 災害情報の収集、被害実態の把握

事故対策計画編
広域停電事故対策計画編
第1部 総則

- 3 被災者の救出救助
- 4 事故により影響を受ける地域の交通規制及び警戒警備
- 5 その他事故災害に必要な警察活動
- 第4 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社（以下この事故対策計画編において「関西電力（株）及び関西送配電（株）」という。）
 - 1 京都府、消防、警察等に対する事故状況の迅速かつ的確な通報、事故により影響を受ける市町村との連絡及び協議
 - 2 非常災害対策本部の設置
 - 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
 - 4 事故により影響を受ける地域住民への被害状況や復旧見通し等の情報提供及び相談対応
- 第5 その他関係防災機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）
 - 1 所管の応急対策の実施
 - 2 本市及び京都府との協力並びに連携

第4章 広域的な活動体制

本市は、平常時から国、京都府等の関係防災機関との連絡を密にし、広域停電事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

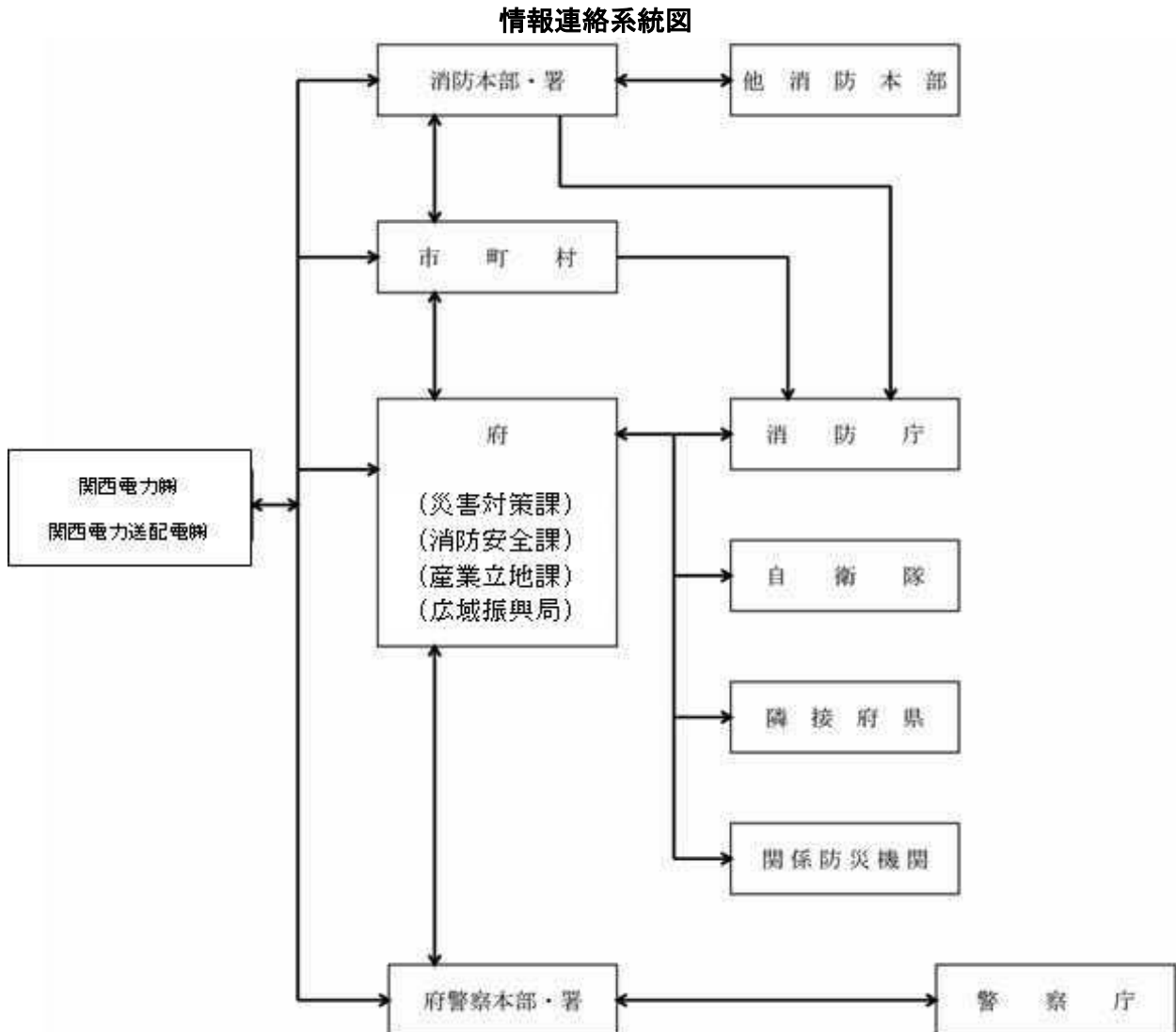
なお、京都府は、「**近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定**」及び「**全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定**」による相互応援体制の一層の連携強化に努め、協定に基づく施策の推進を図るものとする。

第2部 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1節 情報収集及び連絡体制の整備

本市、京都府、防災関係機関、関西電力（株）及び関西送配電（株）は、広域停電事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集及び連絡体制を整備する。（情報連絡系統図のとおり）



※関西電力（株）高浜発電所の事故に伴う情報連絡系統図は、京都府地域防災計画原子力発電所防災計画編によるものとする。

第2節 情報通信手段の整備

本市、京都府、関西電力（株）及び関西送配電（株）等の関係防災機関は、**一般編第2部第2章「情報連絡通信網の整備計画」**に基づき、広域停電事故が発生した場合の情報通信手段の確保に努める。

第3節 情報の分析及び整理

第1 本市、京都府、関西電力（株）及び関西送配電（株）等の関係防災機関は、平常時より、

自然情報、社会情報等防災関連情報の収集及び蓄積に努める。

第2 関西電力（株）及び関西送配電（株）は、収集した情報を分析、整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理する。

第2章 防災活動体制の整備

第1節 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2節 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般編第2部第26章「広域応援体制整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3節 救助、救急、医療及び消火活動体制の整備

第1 救助及び救急活動

本市は、救助工作車、救急車等の車両、応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

第2 医療活動

本市、京都府、日本赤十字社京都府支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

第3 消火活動

本市と消防機関等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

第4節 施設及び設備の整備

本市、京都府、関係防災機関等は、広域停電事故が発生した場合に、的確な応急活動を行うことができるよう資機材の整備、電源確保、発電機等の燃料確保に努める。

第5節 緊急輸送活動体制の整備

第1 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。

第2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

第3 警察及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。

第6節 避難地及び避難路の整備

第1 本市は、大規模収容施設管理者等と連携し、広域停電事故から住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。

第2 避難計画の作成にあたっては、要配慮者に配慮した計画となるようにする。

第7節 重要施設の電力確保体制の整備

京都府は、市町村の協力を得て、広域停電事故発生時に災害応急対策のために不可欠な重要施設（災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁、防災関係施設等）が電力を確保できるよう体制を整備するとともに、重要施設の一覧表を作成し、関西電力（株）及び関西送配電（株）と共有する。

第3章 関西電力（株）及び関西送配電（株）の措置

関西電力（株）及び関西送配電（株）は、広域停電事故の発生に備え、**一般編第2部第15章「電気・ガス・上水道・下水道施設防災計画」**に定めるところによるほか、次の措置を講ずるものとする。

第1節 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査検討を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

第2節 防災訓練の実施

災害対策を円滑に推進するため、広域停電事故を想定した防災訓練を年1回以上実施する。また、本市、京都府等関係防災機関が実施する防災訓練へ参加し、関係防災機関が一体となり二次災害防止等のために訓練を実施する。

第3節 電力施設の整備促進

施設の防災対策等を実施し、安全性及び信頼性の向上を計画的並びに総合的に実施する。

第4節 防災知識の普及

電気利用者に対し、事故時の対応等の防災知識の普及を図る。

第3部 応急対策計画

第1章 応急対策の活動体制

第1節 福知山市の活動体制

第1 責務

本市域又は近隣において広域停電事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防と応急対策を実施する機関として、法令、福知山市地域防災計画の定めるところにより、福知山市広域停電事故対策本部等を設置し、他の市町村、京都府等関係防災機関、区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

本市は、活動体制、細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項について、広域停電事故の特性を考慮して、所要の規程を整備する。

第2節 京都府の活動体制

第1 責務

京都府は、広域的な停電事故が発生した場合には、状況に応じ、法令並びに「**府一般編**」及び「**府事故対策計画編**」に基づき、次のような機動的な活動体制をとり、関係防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防及び応急対策を速やかに実施するとともに、市町村が処理する被害予防及び応急対策の実施を支援し、かつ、総合調整を行う。

第2 活動体制

活動体制は、**京都府地域防災計画一般計画編第3編第1章第2節第6「事故（警戒）対策本部の設置」**によるほか、**事故対策編**による。

第3節 関西電力（株）及び関西送配電（株）の活動体制

第1 責務

関西電力（株）及び関西送配電（株）は、広域的な停電事故が発生した場合には、速やかに京都府、市町村等関係防災機関へ状況を報告するとともに、**一般編第3部第26章「電気・ガス・上下水道施設応急対策計画」**に定めるところにより応急対策を実施する。

第2 活動体制

関西電力（株）及び関西送配電（株）は、広域停電事故が発生した場合において、非常災害対策本部による関係機関との連絡調整を行うとともに、原則としてあらかじめ定められた各設備の復旧順位により復旧するものとするが、設備の被害状況、復旧難易度を勘案のうえ、供給上の復旧効果が大きいものから応急対策を実施する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集及び伝達）

広域停電事故が発生した場合の関係防災機関が行う被害情報等の収集及び伝達については、**一般編第3部第3章**によるほか、次のとおりとする。

第1節 被害情報等の収集及び伝達

被害情報等の収集及び伝達系統は、本編第2部第1章「情報連絡系統図」のとおりである。

事故対策計画編
広域停電事故対策計画編
第3部 応急対策計画

第1 関西電力（株）及び関西送配電（株）

- (1) 関西電力（株）及び関西送配電（株）は、広域的な停電事故が発生した場合は、京都府、市町村、消防機関、警察機関等関係防災機関に、被害状況のほか停電状況や復旧見通し等を連絡する。
- (2) 関西電力（株）及び関西送配電（株）は、災害情報等を入手する必要があるとき又は京都府災害対策本部からの要請があったときは、京都府災害対策本部に職員を派遣することとする。

第2 福知山市

本市において広域停電事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、知事（京都府事故対策本部長等）に報告するものとする。

第3 京都府

- 1 京都府は、広域的な停電事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、「**府事故対策計画編**」及び「**京都府防災規程**」の定めるところにより、市町村及び関係防災機関と緊密に連絡して、市町村別にその被害状況をまとめる。また、その被害状況を消防庁及び必要に応じ関係省庁へ報告する。
- 2 京都府は、早期に広域停電事故に係る被害の状況を把握するため、関西電力（株）及び関西送配電（株）、市町村等関係防災機関からの情報収集に努める。
- 3 京都府は、収集した情報を、他の関係防災機関、関係団体、隣接府県等関係者に提供する。
- 4 京都府は、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真などにより、早期の情報収集に努める。

第2節 通信手段の確保

第1 事故発生時の通信連絡

被害情報等の収集及び伝達は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

第2 非常通信の利用

人命救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回線等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報及び広聴

広報及び広聴活動は、**一般編第3部第4章「災害広報計画」**によるほか、次のとおりとする。

第1節 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部及び課並びに担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2節 福知山市の広報活動

住民への広報は、おおむね次のような項目について行う。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害の状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難指示の状況
- 6 住民及び被災者に対する協力及び注意事項

7 その他必要と認められる事項

第3節 住民への広報要領

特に、住民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること
- 2 市防災行政無線による広報
- 3 広報番組（テレビ及びラジオ）、広報紙、チラシ、ポスター等を利用すること
- 4 インターネット、メール配信等を利用すること

第4節 広聴活動の実施

第1 関西電力（株）及び関西送配電（株）は、事故により影響を受ける地域住民への不安を解消するために、対応窓口を明確にしたうえで、停電状況や復旧見通し等の情報提供を行うとともに、適切に相談に対応する。

第2 関係防災機関は、広域停電事故に関する被災地住民、住民、近隣府県民等からの各種の問合せに対して相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 救助及び救急活動

救助及び救急活動は、**一般編第3部第15章**によるほか次に定めるところによるとともに、医療救護活動については、**一般編第3部第13章**の定めるところによる。

第1節 救助活動

消防機関及び警察機関は、広域停電事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

第1 情報の収集及び共有

消防機関及び警察機関並びに京都府及び関係防災機関は、119番通報、110番通報、関西電力（株）及び関西送配電（株）からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え収集した被害情報を相互に連絡する。

第2 消防機関及び警察の救助活動

広域停電事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、本市及び京都府に応援要請する。

第2節 救急活動

消防機関は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

第1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、原則として消防機関が行い、必要に応じて「**京都府消防広域応援基本計画**」によって支援を要請する。また、必要に応じ日赤等の医療機関の出動を要請する。

第2 医療機関等との連携

本市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。また、消防機関は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、迅速及び的確に負傷者の搬送を行う。

第5章 避難対策

広域停電事故発生時の市町村等が行う避難指示等については、**一般編第3部第8章**によるほか、次のとおりとする。

第1節 避難誘導の実施

本市は、大規模収容施設管理者等と連携し、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行う。

第2節 避難場所の開設及び運営管理

本市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

第6章 交通対策及び輸送対策

広域停電事故発生時の輸送体制の確立、交通規制等については、**一般編第3部第19章**及び**第20章**によるほか、次のとおりとする。

第1節 道路交通規制

警察本部長は、救急、救助活動等が円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の通行を禁止する等、交通規制を行う。

警察本部長は、広域停電事故による信号機の停止等により、交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2節 緊急輸送活動

信号機の停止等により、地上からの輸送が困難な場合は、必要に応じてヘリコプターを活用するなど効率的な搬送に努める。

第7章 重要施設等の電力確保対策

広域停電事故発生時に災害応急対策のために不可欠な重要施設の電力確保については、次のとおりとする。

第1 重要施設に自家発電設備がある場合の電力確保

1 重要施設の管理者又は運営者（以下この事故対策計画編において「重要施設の管理者等」という。）は、自力で電力を確保できない場合、京都府へ燃料供給を要請する。

2 京都府は、「**京都府地域防災計画**」の定めるところにより燃料を確保する。

第2 重要施設に自家発電設備がない又は自家発電設備への燃料供給ができない場合の電力確保

事故対策計画編
広域停電事故対策計画編
第3部 応急対策計画

- 1 重要施設の管理者等は、自家発電設備がない又は自家発電設備への燃料供給ができない場合、京都府へ電力確保を要請する。
- 2 京都府は、「**京都府地域防災計画**」の定めるところにより電源を確保する。

第4部 災害復旧計画

広域停電事故の災害復旧対策は、**一般編第4部**に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1章 復旧事業計画の作成

関西電力（株）及び関西送配電（株）は、関係機関と協力し、発電所等の被害状況及び発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するよう努める。

第2章 復旧完了予定時期の明示

関西電力（株）及び関西送配電（株）は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。